

# 男女が共に生きるまち八王子プラン (第4次)

令和6年度(2024年度)評価報告書(案)

令和8年(2026年)2月  
八王子市



## はじめに

本市では、平成26年（2014年）3月に「人がひととして尊重されいきいきと暮らせる男女共同参画社会の実現をめざして」を基本目標とし、令和6年度（2024年度）から8年間の計画期間とし、「男女が共に生きるまち八王子プラン（第4次）」を策定し市、市民、教育関係者、事業者、地域活動団体が共に手を携えて男女共同参画の推進のための総合的な取組を行っています。

令和5年（2023年）4月に「男女共同参画推進条例」を施行し八王子市男女共同参画推進審議会（以下、「審議会」という。）が設置され、令和6年度（2024年度）における事業実績について第三者機関である審議会からのご意見等を伺い、それらを参考に評価したものです。この評価結果を踏まえ、男女共同参画社会の実現に向け、さらなる施策の推進に努めていきます。

## 目次

1	男女が共に生きるまち八王子プラン（第4次） 体系図	1
2	評価の流れ	2
3	指標及び参考数値に関する評価の見方	2
4	指標に関する調査数値について	3
5	指標に関する評価	4
6	取組内容・審議会の意見・今後の方向性	7
7	資料	
	八王子市男女共同参画推進条例	68



# 1 男女が共に生きるまち八王子プラン(第4次) 体系図

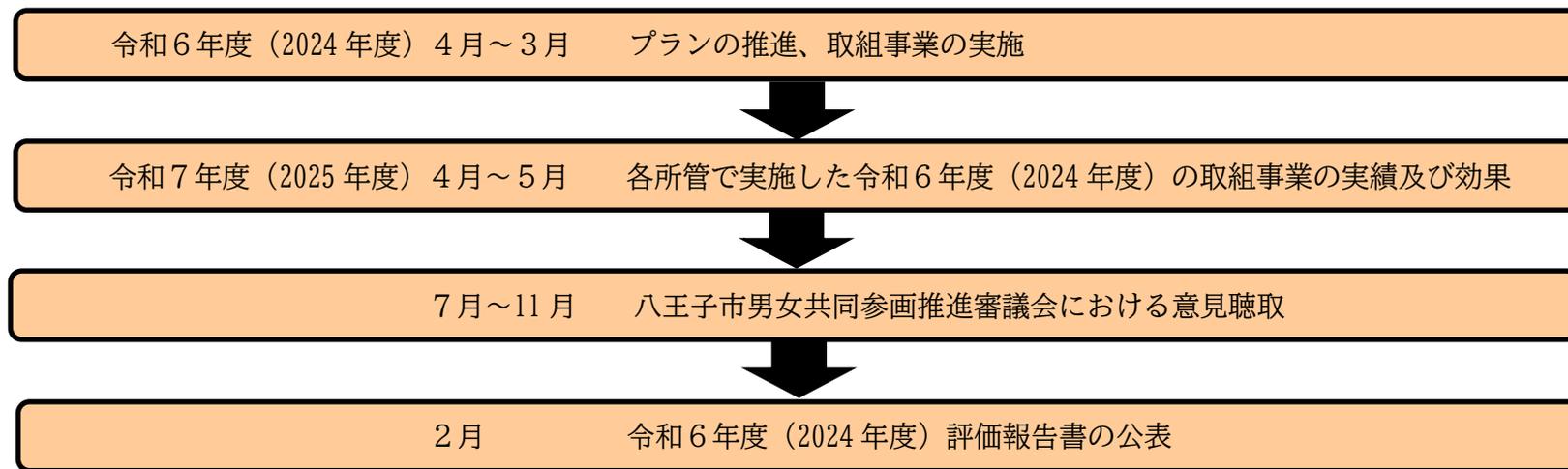
基本目標	重点目標	(重点目標を達成するための) 課題	(課題解決に必要な) 取組の方向性	男女共同参画推進条例 基本理念との関わり
人がひととして尊重されいきいきと暮らせる社会の実現をめざして	1 あらゆる分野において男女が共に参画しよう	1-1 男女共同参画を進めるためには、あらゆる分野において男女が対等な立場で参画することが重要です。しかし、様々な分野で活躍する女性が増加しているものの、分野によっては男女双方の参画が十分でない場合があります。このような状況を解決していくためには、働く場等において男女が共に活躍できる社会環境にすることが必要です。	取組1-1 働く場等における男女共同参画の推進 (1) 女性が社会で活躍するための支援 (2) ライフステージに応じたワーク・ライフ・バランスの推進 (3) 性別にとらわれない職業選択	第1号 第2号 第4号
		1-2 政治分野や方針・意思決定の場への参画は十分とは言えない状況です。人口が男女半々にも関わらず、政策や方針の意思決定過程に女性の意見が活かされない状況では、女性にとって生きづらい社会となっています。	取組1-2 意思決定過程への女性の参画拡大 (1) 意思決定過程への女性の登用促進	第1号 第2号 第3号
	2 社会において、性別による固定的な役割分担意識や制度・慣行をなくそう	2-1 世界に比べて日本の男女共同参画の推進が遅れている原因の一つとして、「性別による固定的な役割分担意識」があると言われてます。こうしたアンコンシャス・バイアスを含む性別による固定的な役割分担意識を変えていくためには、個人だけでなく組織単位での意識改革のほか、子ども及び子どもに関わる大人への意識啓発が必要です。	取組2-1 性別による固定的な役割分担意識の改革 (1) 組織単位での意識啓発 (2) 子どもへの意識啓発 (3) 大人への意識啓発	第1号 第2号 第3号
		2-2 性別による固定的な役割分担意識を変えていくには、組織単位での意識改革と同時に、制度や慣行を変えることが重要になります。組織に制度や慣行が残っていると個人の意識が変わっても発言や行動がしづらく、男女共同参画が進まないからです。	取組2-2 職場や地域における制度・慣行の見直し (1) 職場・地域等における環境づくり	第1号 第2号 第3号 第4号
	3 DVや性暴力などを根絶しよう	3-1 DVは、外部からその発見が困難な家庭内において行われるため、潜在化しやすく、自分が被害者であると気づかないまま深刻化する場合があります。被害者ができる限り早く相談先につながる事が重要となります。また、暴力は決して許されるものではないという認識を社会で共有することも重要です。	取組3-1 配偶者等からのあらゆる暴力の防止と根絶 (1) 孤立・孤独を防ぎ、相談につなげるための取組 (2) 様々な相談メニューの実施 (3) 関係機関と連携した切れ目のない支援 (4) 被害者・加害者・傍観者にならないための意識啓発	第5号 第6号
		3-2 女性をめぐる課題は、性暴力や性的虐待、性的搾取等の性的な被害、また、それらを起因とする予期せぬ妊娠、不安定な就労状況、経済的な困難等、複雑化、多様化、複合化しており、コロナ禍によりこうした課題も顕在化しました。こうした困難な問題やその背景、心身の状況等に応じた相談支援が必要です。	取組3-2 困難を抱える女性等への支援 (1) 孤立・孤独を防ぎ、相談につなげるための取組 (2) 様々な相談メニューの実施 (3) 関係機関と連携した切れ目のない支援 (4) 安全・安心な暮らしのための意識啓発	第5号 第6号

は、本市における「女性活躍推進計画」とする。

は、本市における「配偶者からの暴力の防止及び被害者支援基本計画」とする。

は、本市における「困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画」とする。

## 2 評価の流れ



## 3 指標及び参考数値に関する評価の見方

評価	評価の基準
A	良好に進捗している
B	概ね進捗している
C	あまり進捗していない（活動はしている）
D	まったく進捗していない（ほぼ活動していない）

## 4 指標に関する調査数値について

### ■指標の各数値

「男女が共に生きるまち八王子プラン（第4次）」の計画期間は、令和6年度から令和13年度までの8年間です。  
 指標の数値は、計画策定時、目標値、現状値を比較のために記載しています。

### ■調査数値

指標で使用している数値の根拠となる調査は以下のとおりです。

<各調査における回答者の属性>

計画策定時	・八王子未来デザイン 2040 の運用に関する 市民アンケート調査(令和4年度(2022年度)実施)				・市政世論調査(令和5年度(2023年度)実施)			
	回答数		回答者の年代(割合)		回答数		回答者の年代(割合)	
	男性	932	10代	1.1%	男性	1,057	10代	1.0%
	女性	1,184	20代	6.2%	女性	1,290	20代	6.4%
	あてはまらない	1	30代	9.2%	無	38	30代	8.4%
	無	17	40代	14.0%	計	2,385	40代	14.2%
	計	2,134	50代	17.8%			50代	19.4%
			60代	18.1%			60代	17.5%
			70以上	33.0%			70以上	32.8%
			無	0.5%			無	0.3%
現状値	・市政世論調査(令和6年度(2024年度)実施)							
	回答数		回答者の年代(割合)					
	男性	1,059	10代	1.7%				
	女性	1,273	20代	8.1%				
	無	18	30代	12.5%				
	計	2,350	40代	15.1%				
			50代	17.1%				
			60代	26.1%				
			70以上	19.2%				
			無	0.3%				

## 5 指標に関する評価

全体							
指標	策定時	目標値	現状値 2024年度	市の 評価	評価に関する市の考え	審議会の 評価	審議会の意見
1	「社会全体」で男女共同参画が進んでいると思う人の割合	33.8%	50.0%	41.7%	A	策定時よりも順調に増加しており、良好に進捗している。	A 目標値に近づく数値であり市と同様の評価。さらに社会全体において男女共同参画を進めていただきたい。
重点目標1 あらゆる分野において男女が共に参画しよう							
指標	策定時	目標値	現状値 2024年度	市の 評価	評価に関する市の考え	審議会の 評価	審議会の意見
2	委員等の構成比が男女共に30%以上の附属機関等の割合	42.0%	80.0%	45.8%	C	増加はしてきているが、目標値にはまだ大きな隔りがある。	C 進捗状況の観点では市と同様の評価。委員の選出方法の見直しなども含め、目標値に向かって着実に推進してもらうとともに、附属機関等において個人や少数派の意見とみなされないためにも構成割合が30%を超えてほしい。
3	理想の生活と現実の生活が一致している人の割合（ワーク・ライフ・バランス）	43.5%	50.0%	48.6%	A	策定時よりも順調に増加しており、良好に進捗している。	A 目標値に近づく数値となり市と同様の評価。各人が満足するワーク・ライフ・バランスの実現のためさらに進めてほしい。

重点目標2 社会において、性別による固定的な役割分担意識や制度・慣行をなくそう								
指 標		策定時	目標値	現状値 2024年度	市の 評価	評価に関する市の考え	審議会の 評価	審議会の意見
4	「職場」での男女共同参画が進んでいると思う人の割合	48.3%	60.0%	56.0%	A	策定時よりも順調に増加しており、良好に進捗している。	A	進捗していることがわかる数値であり市と同様の評価。職場での男女共同の進捗はワーク・ライフ・バランスとも連動するため、さらに取組が進むとよい。
5	「地域」での男女共同参画が進んでいると思う人の割合	45.9%	60.0%	52.5%	A	策定時よりも順調に増加しており、良好に進捗している。	A	進捗していることがわかる数値であり市と同様の評価。重点目標における各取組での地域活動に関する意見を踏まえ推進されることを期待する。

重点目標3 DVや性暴力などを根絶しよう								
指 標		策定時	目標値	現状値 2024年度	市の 評価	評価に関する市の考え	審議会の 評価	審議会の意見
6	生命(いのち)の安全教育実施回数	42回/年	50回/年	44回/年	B	微増ながらも策定時よりも増えているため。	B	数値として進捗しており市と同様の評価。重点目標における各取組での意見を踏まえ推進されることを期待する。
7	男女共同参画センター新規相談件数	670件/年	1,000件/年	565件/年	C	目標値には届かないものの周知を強化し新規相談には結びついている。	C	目標値の半分ということで市と同じ評価。最終的に新規相談件数0件が理想だが、現段階では、少しでも多くの困っている方が相談に結びつくよう進めてほしい。
行政が推進力								
指 標		策定時	目標値	現状値 2024年度	市の 評価	評価に関する市の考え	審議会の 評価	審議会の意見
8	市の女性管理職の割合	12.6%	30.0%	13.3%	B	微増ながらも策定時よりも増えているため。	C	策定時の数字は近年の中で一番低い数値であり、現状値からすると目標値にはまだまだほど遠いものであり、C評価と考える。
9	男性職員の育児休業(2週間以上取得者)取得率	71.7%	85.0%	75.3%	B	少しずつではあるが増えているため。	B	目標達成に向けて少しずつでも着実に推進していくことを期待する。

## 6 取組内容・審議会の意見・今後の方向性

### 重点目標1 あらゆる分野において男女が共に参画しよう

#### ■計画策定時での現状・課題

男女共同参画を進めるためには、あらゆる分野において男女が対等な立場で参画することが重要です。しかし、様々な分野で活躍する女性が増加しているものの、分野によっては男女双方の参画が十分でなく、特に、政治分野や方針・意思決定の場への参画は十分とは言えない状況です。人口が男女半々にも関わらず、政策や方針の意思決定過程に女性の意見が活かされない状況では、女性にとって生きづらい社会となってしまいます。また、分野ごとの男女双方の参画が十分でないことで、一人ひとりの個性と能力を十分に発揮できず、多様性に欠けることでイノベーションが生まれにくくなり、持続可能な社会の実現は難しいと言えます。

各種調査結果から見ると、政治分野では、地方議会における女性議員の割合は都道府県議会では3割、市区町村議会では2割未満という状況にあります。行政分野では、本市における女性職員の割合は約39.4%ですが、管理職の女性の割合を見たときに、ここ数年12%台から15%台を推移しており、意思決定過程における女性の割合は低い状況にあります。

また、経済分野では、管理職に占める女性の割合は、係長級で2割、課長級で1割、部長級では1割を切っている状況であり、一般労働者の平均勤続年数においては、男性が13年、女性が9年という状況です。大学研究者の採用に占める女性の割合では、人文科学では4割と比較的高いものの、他は3割以下であり、中でも理学、工学は1割台という状況にあります。一方で、保育など福祉分野で働く男性が少ない状況もあり、分野によって男女双方の参画が十分でないことがわかります。

このような状況を解決していくためには、性別にとらわれない職業選択ができることが重要です。そして働く場等において男女が共に活躍できる社会環境にするためには、多様な働き方の定着や、子育て・介護等と仕事の両立を支援する環境の整備など、ワーク・ライフ・バランスを推進することが必要です。

取組1-1 働く場等における男女共同参画の推進

取組の方向性(1) 女性が社会で活躍するための支援

働くことを希望する女性がライフステージに応じて能力を十分に発揮できることが大切です。女性の就労継続及び就労する女性のキャリア形成に向けて取り組みます。

また、出産や子育てによって離職した女性の再就職を支援します。

取組No.	主な取組	概要	令和6年度(2024年度)市の取組状況	実施所管
1	女性の就業継続やキャリア形成促進への支援(充実)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事業者や女性を対象としたセミナー等の開催により女性の就業継続やキャリア形成を支援</li> <li>○リスクリングの促進(新規)</li> <li>○研修等の際の託児サービスの実施</li> </ul>	・八王子学園都市大学「いちよう塾」でIT、語学など、女性の就業支援やキャリア形成を促進するための講座を実施。	学園都市文化課
			・就業やキャリア形成に役立つ講座や講演会の開催。参加者に託児サービスを実施。	男女共同参画課
			・スキルアップ、就業に役立つセミナーなどの情報をホームページに掲載、ポスター掲示、チラシの配布を通して周知。	産業振興推進課
2	セクシュアル・ハラスメント等防止(21に再掲)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○セクシュアル・ハラスメント等防止のための意識啓発と情報提供</li> <li>○職場におけるセクシュアル・ハラスメント等の相談</li> </ul>	・東京都作成の「ハラスメント防止ハンドブック」など、セクシュアル・ハラスメント関連情報冊子を男女共同参画センターに配架。	男女共同参画課
			・東京都開催の「働く人のためのハラスメントセミナー」などをホームページ掲載、ポスター掲示、チラシの配布を通して周知。	



取組 No.	主な取組	概 要	令和6年度（2024年度）市の取組状況	実施所管
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・就労支援のためのパートタイムセミナー、パソコン講習会を開催。</li> <li>・ホームページにより「マザーズコーナー」を周知、その利用者へハローワーク八王子と協働し就職支援を実施。</li> </ul>	産業振興推進課
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・八王子リカレント教育支援アプリ「はちりカ」にて就労希望の女性向けの就職セミナー等の情報を発信。</li> <li>・生涯学習センター主催でリカレント教育関連講座を実施。</li> </ul>	学習支援課

■男女共同参画推進審議会の意見

取組 No.	主な取組	意見
1	女性の就業継続やキャリア形成促進への支援	・「いちよう塾」に参加する市民は熱心な方が多いので、例えば「男女共同参画」に関連する内容でパッケージ化したコースをつくり、履修状況によってはコーディネーターとして認定し、行政とともにその分野で活躍してもらえる市民を養成できるとよい。
2	セクシュアル・ハラスメント等防止	・昨今、様々なハラスメントが問題になっているが、ハラスメント防止研修の受講率は58.8%と少ない状況である。全職員を対象とする研修なので、勤務形態等により受講が難しいことも考えられる。受講期間を長めにするなどの工夫をして受講率が向上するよう努めてほしい。また、特定の分野等の研修をパッケージ化し、すべて受講義務を課すのではなくそのうちの一つを全員が受講必須の研修に設定する方法もあると思う。 ・特に、職員が昇任したときにこの研修を必修とすることで、よりセクシュアル・ハラスメントに関する理解が広がると思う。
3	女性の再就職支援	・セミナー等のイベントタイトルのネーミングなどが工夫されていてよいと思う。また応募状況も好評であることはよいことである。一方、男女共同参画に関する意識の喚起に向け、引き続き参加してもらえる仕組みが大切である。

■今後の方向性

- ・ライフステージに応じて、働きたい女性が能力を発揮できるよう就労支援やキャリア形成に向けた取組を進めます。
- ・あらゆる場面でセクシュアル・ハラスメントが後を絶たない状況にあり、さらなる意識啓発を進めるとともに、市役所職員に関しても継続的な学びの機会確保し意識啓発を進めます。
- ・再就職支援に関するセミナー等については、必要な人に情報が届き、興味を持ってもらえるような取組を進めます。

取組の方向性（２）ライフステージに応じたワーク・ライフ・バランスの推進

家事・育児等における女性の負担軽減と男性の参画を促すとともに、社会における支援を充実し、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組みます。

取組 No.	主な取組	概要	令和6年度（2024年度）市の取組状況	実施所管
4	職場等における環境づくり（充実） （20に再掲）	○男性の育児休業取得率の向上 ○介護休暇・有給休暇取得の促進、長時間労働の解消 ○企業の取組状況などの情報提供・情報交換 ○職場環境づくり支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・母子手帳と併せ、父親の育児休業取得促進リーフレットを配布し、ホームページでは「ワーク・ライフ・バランス」を周知。</li> <li>・東京都や都内区市開催の講座情報をホームページに掲載、ポスター掲示、チラシの配布を通し周知。</li> <li>・東京都労働相談情報センターと共催し男女雇用平等セミナー「企業における介護離職防止対策」を開催。</li> <li>・子育て中の男性向けに「何から始める？子育てパパを楽しむために！」を開催。</li> </ul>	男女共同参画課
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・「子育て応援サイト」や「子育てガイドブック」を通じて、子育て応援企業におけるワーク・ライフ・バランス支援の取組を紹介。</li> </ul>	子どものしあわせ課
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業主、人事労務担当者、労働者を対象に、最新の働く人のための労働法や、雇用管理等のセミナーを実施・後援。</li> <li>・誰もが働きやすい職場環境づくりのため、ウェブサイト「はちおうじ就職ナビ」を活用し、企業に情報を提供。</li> </ul>	産業振興推進課

取組 No.	主な取組	概要	令和6年度（2024年度）市の取組状況	実施所管
5	社会における支援	○保育所・学童保育所、一時保育、病児病後児保育、ファミリーサポートセンター等の子育て支援事業 ○高齢者、障害者のためのショートステイ等の支援事業	・ クリエイトホール内施設で、資格・就職の勉強をする女性支援のために「ほっとタイムサービス（無料託児サービス）」を実施。	男女共同参画課
			・ 通所型短期集中予防サービスの利用拡大に向け、サービス提供事業所を22事業所に拡大したほか、パンフレットの作成、ケアマネジャー対象の勉強会の開催や利用手続き簡便化に向けて検討。	高齢者いきいき課
			・ 通所型短期集中予防サービスの効果向上に向け、関係団体の協力でリハビリテーション専門職向け研修会等を開催。歯科衛生士会や柔道整復師会等の団体と連携した一般介護予防教室を開催。	高齢者福祉課
			・ 意識づくり、知識や技術の向上のため、介護予防教室、家族介護者教室を開催。 ・ 家族介護者等を対象に、介護離職防止に向けた相談窓口の周知、介護休業制度・介護保険制度の普及啓発による介護離職防止に向けたセミナー・相談会を開催。 ・ 介護者の負担軽減のため、生活支援ショートステイ等を提供。	介護保険課
			・ 介護に関する理解を深め、知識や技術の向上を図るために、「はちおうじの介護保険」パンフレットを事務所、高齢者あんしん相談センター、はちまるサポートに設置し介護保険制度を周知。 ・ 介護者の負担軽減のため、短期入所、認定短期入所、日中一時支援、在宅緊急一時保護、島田療育センター緊急一時保護のサービスを提供。	障害者福祉課

取組 No.	主な取組	概要	令和6年度（2024年度）市の取組状況	実施所管
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の健康増進に向け、がん検診無料クーポン券、がん検診の受診勧奨・再勧奨通知を送付。</li> <li>・働き世代の市民を対象に、東京医科大学八王子医療センター、東海大学医学部附属八王子病院と共催し「働き世代が知っておきたい子宮頸がんの正しい知識」についての講演会を実施。</li> <li>・上記両病院のがん相談支援センターによる個別相談会や山野美容芸術短期大学による、アピアランス相談、ウィッグの説明等を実施。</li> <li>・要介護・要支援防止に向け、保健福祉センターや地域で講座を開催。</li> <li>・市民や地域サロン等向けに「八王子けんこう体操」のDVD配布・貸出しを実施。</li> <li>・健康づくりサポーターのスキルアップのフォロー講座を開催。</li> </ul>	成人保健課 各保健福祉センター
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京たま未来メッセでの「健康フェスタ・食育フェスタ」を通じた普及啓発。</li> <li>・帝京大学学園祭での女性の健康づくりを普及啓発。</li> <li>・若い世代に向けた女性特有の疾患についての特別講座を医師会と連携し純心大学で実施。</li> <li>・乳がん月間には民間団体と連携した講演会で乳がん触診モデルの展示、市内各所でピンクライトアップを実施。</li> <li>・女性の健康週間にはスポーツ振興課と連携し、特別講座（体操教室）を実施し、市内主要駅には女性の健康に関するポスターを掲示。</li> </ul>	健康づくり推進課
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・エイズ・ピア・エデュケーターと市内イベントや大学祭でH I V・性感染症予防に関するパンフレットとコンドームを配布し啓発を実施。</li> <li>・H I V・性感染症検査の無料検査・相談を実施。</li> </ul>	保健対策課

取組 No.	主な取組	概 要	令和6年度（2024年度）市の取組状況	実施所管
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 幼保連携型認定こども園へ移行するため認可保育所、幼稚園型認定こども園各1園に施設整備補助を実施。</li> <li>・ 一時保育、休日保育、年末保育や幼稚園・保育所等で巡回発達相談を実施。</li> <li>・ 妊娠期の教育（パパママクラスほか）の際に、母（及びパートナー）の健診の必要性や生活習慣の改善等を説明。</li> <li>・ 産後間もない産婦への診察、メンタルヘルスアンケートを通し必要な産婦を早期に支援。</li> <li>・ あかちゃん訪問時に、産後うつ病質問票により産婦の心理面での支援を実施。</li> <li>・ 乳幼児健診時に、特定健診やがん検診を推奨し健康に過ごせるよう啓発。</li> <li>・ 女性の健康相談を開催。</li> <li>・ ファミリーサポートセンター事業で、令和6年度から会員の申請、変更届、辞退届を電子申請化。</li> <li>・ 提供会員の募集を広報、はちバス、八王子駅前地下通路掲示板、ホームページ等で周知。説明会を毎月開催し、緊急性、配慮が必要な場合は個別対応、訪問登録を実施。提供会員の希望者には講習を、全会員対象にフォロー研修、救命講習、交流会を実施。</li> <li>・ 保護者と子どもの生活の安定のため、ショートステイ・トワイライトステイの実施やショートステイ養育協力家庭の募集PRを実施。</li> <li>・ 「親子ふれあい広場」の名称を「親子つどいの広場」へ変更し、子育てに関する講座、プレママ・プレパパ講座を引き続き各広場で実施。</li> <li>・ 旧親子ふれあい広場6か所に子育て支援員を配置し、利用者支援事業を開始し、各広場での相談体制を充実。</li> </ul>	<p>子どもの教育・保育 推進課</p> <p>こども家庭センター</p>

取組 No.	主な取組	概要	令和6年度（2024年度）市の取組状況	実施所管
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・町田市・相模原市との病児保育事業の広域連携協定を継続実施。</li> <li>・病児保育施設を1施設増やし、病児保育4施設、病後児保育1施設による運営を実施。利用者の利便性向上のため病児・病後児保育施設予約システムを導入。</li> <li>・令和2年度（2020年度）策定の「医療的ケア児の保育所等受入れガイドライン」に基づき、民間保育所等3園で受入れを実施。</li> </ul>	保育幼稚園課
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・学童保育所について、計画的な施設整備、地域の協力、学校施設の活用により、令和4年（2022年）4月1日時点で「学童保育所待機児童ゼロ」となり、令和6年度（2024年度）も継続達成。</li> </ul>	放課後児童支援課
6	【行政が推進力】 市役所における職場環境づくり（充実） （22に再掲）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○男性の育児休業を推進（充実）</li> <li>○介護休暇・有給休暇取得を推進、長時間労働の解消</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ワーク・ライフ・バランスの尊重、育児休業・介護休業の取得促進、時間外勤務が恒常化しないよう「男女が共に生きるまち八王子プラン（第4次）」に基づき庁内で取り組む取組一覧表を全職場に掲示を依頼し、職場環境づくりを働きかけた。</li> <li>・育児休業者復帰支援研修の実施、本市男性職員の育児休業取得率の向上を図る。</li> </ul>	男女共同参画課
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・育児休業者復帰支援研修の実施、本市男性職員の育児休業取得率の向上を図る。</li> </ul>	労務課
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6年度（2024年度）も引き続き、2つのワーク・ライフ・バランスの推進目標を定め、各所管共通目標とした。</li> <li>(1) 全職員が年次有給休暇を年間13日以上取得する。</li> <li>(2) 全職員の年間時間外勤務時間数を360時間以内にする。</li> </ul>	安全衛生管理課
7	【行政が推進力】 産前産後休暇・育児休業取得者への研修の実施及び情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>○産前産後休暇・育児休業取得中の職員に対してリモートでの研修の実施や情報提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京都、都内区市が開催する講座をホームページに掲載、ポスター掲示、チラシの配布を通し周知。</li> <li>・講座「何から始める？子育てパパを楽しむために！」を開催。</li> </ul>	男女共同参画課
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・育児休業者復帰支援研修の実施、本市男性職員の育児休業取得率の向上を図る。</li> </ul>	労務課

■男女共同参画推進審議会の意見

取組 No.	主な取組	意見
4	職場等における環境づくり	・男性の育児休業取得促進や女性活躍推進などを周知するためには、同じ企業だけではなく多くの新たな企業に対して周知していくことが必要である。そのことを念頭に置き引き続き周知・啓発を進めてほしい。
5	社会における支援	・様々なところで活動するボランティアへの周知活動をすることで、相互に連携し協力体制を構築してほしい。 ・健康寿命の延伸という意味で、定期的な検診により健康に留意することは重要であるので、がん検診等の受診率の向上に努めてほしい。
6	市役所における職場環境づくり	・市の男性職員の育児休業取得率が75.3%（2週間以上取得者）であり、民間を含む全国調査の40.5%（令和6年度雇用均等調査）に比べてもよい数字である。一方で、年次有給休暇や年間の時間外勤務時間数を目標設定している中、達成率が低いところがある。取組として進んでいる面とそうでない面もあるが、これらの課題を検証できれば、民間企業へのモデルケースとなり、男女共同参画の推進に向け前進できるのではないだろうか。
7	産前産後休暇・育児休業取得者への研修の実施及び情報提供	・育児休業から職場復帰する職員は、いろいろな戸惑いを感じていると思うので、スムーズな職場復帰に向け、復帰者を迎える側も復帰する側にとっても効果的な研修になるよう取り組んでほしい。

■今後の方向性

<ul style="list-style-type: none"> <li>・家事や育児などへの男性の積極的な参画を促すためのイベントや啓発を進めます。</li> <li>・育児休業や介護休業が取得しやすくなる雰囲気を醸成できるよう行政が率先して推進していきます。</li> </ul>
--

取組の方向性（3）性別にとらわれない職業選択

性別にとらわれず主体的に進路を選択できるよう、子どもの頃からの意識啓発に取り組みます。

取組 No.	主な取組	概要	令和6年度（2024年度）市の取組状況	実施所管
8	子どもの頃からの意識醸成（17に再掲）	○一人ひとりが性別にとらわれない勤労観・職業観を身につけるとともに、主体的に進路を選択決定する力を育成（キャリア教育）	・子ども向けに、映画会「魔女の宅急便」（ひとり立ちを目指す成長物語）を開催。	男女共同参画課
			・東京都開催の「女子中高生向けオフィスツアー」をホームページに掲載、ポスター掲示、チラシの配布を通し周知。	
			・小・中学校が連携し、望ましい職業観・勤労観の育成、自らの個性に応じた多様な生き方を選択する力を高めるため、「はちおうじっ子・キャリア・パスポート」を全校で活用しながら教育活動全体を通じ、発達段階に応じた指導を実施。	教育指導課

■男女共同参画推進審議会の意見

取組 No.	主な取組	意見
8	子どもの頃からの意識醸成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「はちおうじっ子・キャリア・パスポート」というものを通し、地域の小・中学校が連携し、発達段階に応じて子どもが性別にとらわれることなく職業観や勤労観を身につけ、多様な生き方を選択できる力がつくことはよいことである。一方で、子どもたちだけでなく、子どもたちに影響を与えるだろう大人へもアンコンシャス・バイアスについて気づききっかけづくりができるとよい。</li> </ul>

■今後の方向性

・子どもの頃から性別にとらわれずに進路選択ができるような力が身に付くよう取り組みます。

取組 1 - 2 意思決定過程への女性の参画拡大

取組の方向性 (1) 意思決定過程への女性の登用促進

政策や方針の意思決定過程への女性の参画を推進するために、女性管理職を増やすなどの取組を進めます。

取組 No.	主な取組	概要	令和6年度(2024年度)市の取組状況	実施所管
9	企業における女性活躍推進に向けた取組(充実)	○企業の取組を支援 ○企業経営者・社員を対象とした意識啓発と情報提供(充実)	<ul style="list-style-type: none"> <li>東京都開催の講座などをホームページに掲載、ポスター掲示、チラシの配布を通し周知。</li> <li>性別を問わず、いきいきと活躍するための様々な取組を行っている企業をホームページで紹介。</li> </ul>	男女共同参画課
			<ul style="list-style-type: none"> <li>事業主、人事労務担当者、労働者を対象に、最新の働く人のための労働法、雇用管理等のセミナーを実施・後援。</li> <li>ウェブサイト「はちおうじ就職ナビ」を活用し企業へ情報提供。</li> </ul>	産業振興推進課
10	附属機関等への女性の登用推進(充実)	○附属機関等の委員等の改選や新たな附属機関等の設置において、女性の登用の推進(充実) ○審議会等の際の託児サービスの実施(新規)	<ul style="list-style-type: none"> <li>無作為抽出方式による市民委員等候補者の公募を実施し、女性の登用の機会を創出するとともに、次期公募における候補者名簿(登録期間:令和7年6月~令和9年5月)への女性登録数の増加を図るための検討を実施。</li> <li>無作為抽出方式による市民委員等の就任数は15名(男性4名、女性11名)</li> </ul>	広聴課
			<ul style="list-style-type: none"> <li>附属機関等の委員等に関する事前協議で、委員等の構成比が男女共に30%以上でない所管課にヒアリングや選任方法等の助言を実施し、関係機関等への女性の登用の働きかけを依頼。</li> <li>「男女が共に生きるまち八王子プラン(第4次)」取組一覧表により、意思決定過程への女性の参画拡大の呼びかけや全職場への掲示を依頼。</li> <li>女性の意見を政策の立案及び決定過程の場に反映させるため、令和6年度から附属機関等の会議の開催時に託児を試行実施した。</li> </ul>	男女共同参画課

取組 No.	主な取組	概 要	令和6年度（2024年度）市の取組状況	実施所管
11	【行政が推進力】 女性管理職比率の向上（充実）	○キャリアアップにつながる 仕組みづくり(充実) ○キャリア形成につながる人材育成(充実)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画センターに書籍、女性情報紙、他市情報紙などを配架。</li> <li>・性別によらない業務分担について、「男女が共に生きるまち八王子プラン（第4次）」に基づき庁内で取り組む取組一覧表を全所管に掲示を依頼。</li> <li>・東京都開催の講座「女性リーダー育成プログラム」「これからの女性リーダー育成のための職場づくり」をホームページで周知。</li> <li>・主任職対象に市企画研修「キャリアデザイン研修（主任職）」を実施。</li> <li>・職員採用説明会に女性職員を派遣。</li> </ul>	<p>男女共同参画課</p> <hr/> <p>職員課</p>

■男女共同参画推進審議会の意見

取組 No.	主な取組	意見
9	企業における女性活躍推進に向けた取組	・男性の育児休業取得促進や女性活躍推進などを周知するためには、同じ企業だけではなく、多くの新たな企業に対して周知していくことが必要である。そのことを念頭に置き引き続き周知・啓発を進めてほしい。
10	附属機関等への女性の登用推進	・附属機関への女性の参画率の向上については、以前から取り組んではいるがなかなか進まない。一つの要因として、委員や参加者が宛て職となっていることが考えられる。参画率の向上のためにはこの宛て職を限定的な職とするのではなく、少し間口を広げ、依頼した組織から女性が参画できるような働きかけをすることが必要である。
11	女性管理職比率の向上	・組織として管理職の魅力を示したり、女性、男性職員に関わらずキャリアを考えていく機会として有益な研修会などを提供できるとよい。

■今後の方向性

・意思決定過程への女性の参画が推進されるよう、市内企業への意識啓発や市の附属機関等を設置する関係所管へのアプローチを進めます。

## 重点目標2 社会において、性別による固定的な役割分担意識や制度・慣行をなくそう

### ■計画策定時での現状・課題

世界に比べて日本の男女共同参画の推進が遅れている原因の一つとして、「性別による固定的な役割分担意識」があると言われています。急速なデジタル化やグローバル化の進展などにより、人々の価値観や社会構造が大きく変化していくなか、多様な生き方、多様な価値観を認め合っていくことは、これからの社会発展のためには大変重要なことでもあります。

令和4年度内閣府「性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）」に関する調査では、「男性は仕事をして家計を支えるべき」が1位（男性48.7%、女性44.9%）、次いで「女性には女性らしい感性があるものだ」が2位（男性45.7%、女性43.1%）と、男女ともに半数近くの人が性別役割意識を持っていました。また、職場項目においては、20代男女では「女性社員の昇格や管理職への登用のための教育・訓練は必要ない」が男性17.2%に対し女性10.0%、「男性なら残業や休日出勤をするのは当たり前だ」が男性18.2%に対し女性9.8%と男性の方が高い傾向にありました。

こうしたアンコンシャス・バイアスを含む性別による固定的な役割分担意識を変えていくには、同時に役割分担に基づく制度や慣行を変えていくことが必要です。

しかしながら個々人の意識が変わったとしても、組織に制度や慣行が残っていると、周囲に合わせてしまう同調圧力や、合理的な判断よりも集団的判断を優先してしまう傾向になりやすく、個々人が発言・行動したくともできない状況になってしまいがちになります。

したがって、組織単位での意識改革を行い、制度や慣行を変えることが重要になります。

また、個人の意識も長い年月の経験値から形成されていくため、一人ひとりが性別にとらわれない生き方を選択することができるように子どもの頃からの啓発が大切となります。一方で、子どものそばには様々な場面で大人の関わりがあり、大人の言動を子どもは無意識の中で体験、体感することとなります。子どもの意識醸成に影響を与える大人が持つアンコンシャス・バイアスを含む性別による固定的な役割分担意識を変えるための意識啓発も大切なこととなります。

そこで、これからは担う子どもたち、その子どもたちに関わる大人への意識啓発を行うことが必要となります。

取組 2 - 1 性別による固定的な役割分担意識の改革

取組の方向性（1）組織単位での意識啓発

事業者や地域活動団体等に対し、組織単位での意識啓発を行います。

取組 No.	主な取組	概要	令和6年度（2024年度）市の取組状況	実施所管
12	男女共同参画に関する情報の収集と提供	○アンコンシャス・バイアスを含む性別による固定的役割分担意識の見直し等、男女共同参画に関する理解を深めるための情報の収集と提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画週間に関するパネル展、図書展示や公用車に週間を周知するポスターを貼付。</li> <li>・ホームページで男女共同参画の情報を周知。</li> <li>・男女共同参画週間に先がけ、6月15日号市広報に「男性の家事・育児参加」についての特集ページを掲載。</li> <li>・男女共同参画センターに書籍、女性情報紙、他市広報誌などを配架・貸出。</li> <li>・出前講座「男女共同参画入門」を2回実施。</li> <li>・講座「あなたをラクにする夫婦間の心理学」を開催。</li> <li>・講座、講演会、職員研修などの参加者（市民・小中高生・教育関係者・事業者・地域活動団体関係者・職員等）にアンケートによる意見聴取。</li> <li>・男女共同参画に関するLINEアンケートを実施。</li> </ul>	男女共同参画課
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画に関する蔵書を充実。</li> <li>・男女共同参画週間にあわせ関連図書を見やすく展示、貸出の実施。</li> <li>・関連所管と連携しパンフレット等を配布、ホームページでの周知。</li> </ul>	図書館課

取組 No.	主な取組	概要	令和6年度（2024年度）市の取組状況	実施所管
13	事業者に対する男女共同参画の意識啓発	○事業者に対して、アンコンシャス・バイアスや性別による固定的役割分担意識等の男女共同参画に関する理解を深めるための講座等を実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者に出前講座「男女共同参画入門」を開催。</li> <li>・東京都労働相談情報センターと共催で男女雇用平等セミナーを実施。</li> <li>・男女共同参画等に関する啓発物品の配布協力を八王子商工会議所女性経営者の会に依頼。</li> <li>・東京都等が開催する経営者、人事担当者対象講座をホームページで周知、「働く女性と労働法」「雇用平等ガイドブック」などを配架。</li> </ul>	男女共同参画課
14	地域活動団体への意識啓発（23に再掲）	○地域活動における男女共同参画の必要性についての学習機会や情報の提供を実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・6中学校区で開催の「地域づくり推進会議」で、情報共有や意見交換などの際には、性別による差が生じないように進行。</li> <li>・「はちおうじ志民塾」において、地域活動の中心人材育成のための講座を実施。</li> <li>・地域活動団体とのマッチングの場として「第4回地域デビューパーティー802」を実施。</li> </ul>	協働推進課
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・講演と落語の会のポスター・チラシを全町会・自治会に送付し参加を促した。</li> <li>・近隣市が開催する地域活動に役立つ講座情報をホームページに掲載、ポスター掲示、チラシの配布を通し周知。</li> <li>・東京都作成の「東京くらし防災」を窓口で配布。</li> </ul>	男女共同参画課
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・出前講座「災害に備えて安全対策を」の実施。</li> <li>・女性視点を盛り込んだ総合防災ガイドブックの窓口配架を継続実施。</li> <li>・仮設トイレ設営など避難所開設・運営に関する防災訓練等において避難所運営への女性参画の重要性を啓発。</li> <li>・プライベート空間を配慮した簡易更衣室等を災害用備蓄物資の防災倉庫へ継続備蓄。</li> </ul>	防災課

取組 No.	主な取組	概要	令和6年度（2024年度）市の取組状況	実施所管
15	【行政が推進力】 職員研修の充実（充実）	○管理職も含めた職員を対象とした、男女共同参画に関する理解や認識を深めるための研修を実施	・男女共同参画の理解・認識を深めるために、職員への対面研修、eラーニング研修を実施。東京ウィメンズプラザ開催の「男女平等推進担当職員研修（基礎編）」への参加を通し計画・施策・事業づくりとその推進について学ぶ。	男女共同参画課
			・東京都市町村職員研修所「男女共同参画研修」に職員を派遣。	職員課
16	【行政が推進力】 男女共同参画の視点に立った行政運営	○施策や事業を構築・実施するうえで、男女共同参画の視点にたった運用の推進	・性別による固定的な役割分担意識の改革のため、「男女が共に生きるまち八王子プラン（第4次）」に基づき庁内で取り組む取組一覧表を全職場に掲示依頼し、ワーク・ライフ・バランスとユニバーサルデザインに基づく表現や性別によらない業務分担を呼びかけ、職場環境づくりを依頼。	男女共同参画課
			・附属機関等への女性委員の就任を進めるために庁内会議を活用して呼びかけを実施。	
			・職員研修を実施し、職員の意識向上を図った。	総務課
			・月1回の人権相談、年2回の特設人権相談を実施し、性別にかかわらず相談者の視点に立った対応や関係機関の紹介を実施。	
			・ホームページで東京都パートナーシップ宣誓制度を活用して利用できるサービス情報を周知。	
			・ワーク・ライフ・バランス等推進企業を契約における総合評価方式対象案件として評価するため、引き続き「男女共同参画の推進状況」を評価項目（事業者の選択項目）に設定。	契約課

■男女共同参画推進審議会の意見

取組 No.	主な取組	意見
12	男女共同参画に関する情報の収集と提供	・様々な機会をとらえた周知・啓発については、今後も引き続き行ってほしい。
13	事業者に対する男女共同参画の意識啓発	・まだ接点のない分野の事業者などには、多くの機会をとらえて啓発することに取り組んでほしい。 ・講座のネーミングは参加を促すような工夫をしてほしい。 ・市内中小企業への男女共同参画意識の啓発は、労務的なことなどについても雇用者や労働者に啓発していくという視点があった方がよい。
14	地域活動団体への意識啓発	・令和7年度には町会・自治会連合会主催の新役員研修会の一枠を利用し男女共同参画に関する説明が行われている。地域活動を行っている大人が男女共同参画の視点に立って町会・自治会行事を男女で行っているところを子どもたちに見せることができるとよいと思うので、地域活動団体への意識啓発の機会を継続してもらうことは大切なことである。
15	職員研修の充実	・男女共同参画研修だけでなく、いろいろな研修についても費用対効果を高めるために、研修内容の情報を共有するという視点を持って成果の波及ができるとう非常に有効であると思う。
16	男女共同参画の視点に立った行政運営	・男女が共に生きるまち八王子プランに基づき庁内で取り組む一覧表を所管内に掲示するだけでなく、さらに実質的に活用できるような工夫をしてほしい。

■今後の方向性

<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種媒体を活用した情報提供やイベントを通した男女共同参画に関する啓発に取り組みます。</li> <li>・様々な機会をとおり性別による固定的な役割分担意識に関する啓発に取り組みます。</li> </ul>
--

取組の方向性（２）子どもへの意識啓発

未来を担う子どもたちが自らの資質や個性に応じて多様な生き方を選択する力を身に着けるよう、意識啓発を行います。

取組 No.	主な取組	概要	令和6年度（2024年度）市の取組状況	実施所管
17	子どもの頃からの意識醸成（8の再掲）	○一人ひとりが性別にとらわれない勤労観・職業観を身につけるとともに、主体的に進路を選択決定する力を育成（キャリア教育）	・子ども向けに、映画会「魔女の宅急便」（ひとり立ちを目指す成長物語）を開催。	男女共同参画課
			・東京都開催の「女子中高生向けオフィスツアー」をホームページに掲載、ポスター掲示、チラシの配布を通し周知。	
			・小・中学校が連携し、望ましい職業観・勤労観の育成、自らの個性に応じた多様な生き方を選択する力を高めるため、「はちおうじっ子・キャリア・パスポート」を全校で活用しながら教育活動全体を通じ、発達段階に応じた指導を実施。	教育指導課

■男女共同参画推進審議会の意見

取組 No.	主な取組	意見
17	子どもの頃からの意識醸成	・子どもたちは、親や身近な人の行動や言動を通して、様々なことについて気づかぬうちに意識が醸成されてしまうため、小さいころからの「育て方」「育ち方」は大切であると思う。男女共同参画に関する意識を醸成していくには小さい頃からの継続的な教育が大切である。

■今後の方向性

・子どもたちがそれぞれの資質や個性に応じていろいろな生き方ができるよう、様々な場面を通し意識啓発を進めます。

取組の方向性（3）大人への意識啓発

未来を担う子どもたちが多様な生き方を選択できるために、子どもに関わる大人に対して意識啓発を行います。

取組 No.	主な取組	概 要	令和6年度（2024年度）市の取組状況	実施所管
18	幼稚園、保育所、学校、子ども・若者育成支援センター、学童保育所等教育関係者への意識啓発（充実）	○子どもの意識醸成に関わる大人の意識啓発を進めるため、幼稚園、保育所、学校、子ども・若者育成支援センター、学童保育所等教育関係者を対象に男女共同参画に関する理解を深めるための学習機会や情報の提供を実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全職員対象にeラーニング研修を実施。</li> <li>・子ども・若者育成支援センター館長、青少年若者課職員と学童保育所指導員を対象に、出前講座「男女共同参画入門」を開催。</li> <li>・公立保育園園長会を通じ、男女共同参画に関する職員への意識啓発を依頼し、男女共同参画の理解を促進。</li> <li>・「性差への先入観による観念や役割分業意識を植え付けないように保育の中で配慮する」ことを公立保育園の自己評価項目に設定。</li> <li>・子ども・若者育成支援センター館長に男女共同参画に関する研修を実施し、館長から職員への意識啓発を実施。</li> </ul>	<p>男女共同参画課</p> <p>子どもの教育・保育推進課</p> <p>青少年若者課</p>

取組 No.	主な取組	概 要	令和6年度（2024年度）市の取組状況	実施所管
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権の尊重、男女の平等など、相互理解・協力についての指導の充実を目指した研修、必要に応じて各校に実施した男女共同参画の理念、ジェンダー（社会的性差）の定義・規定に関する研修を通し男女共同参画の重要性を継続的に指導。</li> <li>・あらゆる場面で、男女共同参画の視点に立った指導を行い、知識に基づき行動できる児童・生徒の育成を実施。</li> <li>・東京都教育委員会作成の「人権教育プログラム（学校教育編）」等を活用し、学校教育活動全体を通して、人権の尊重、男女の平等、相互理解・協力についての指導の充実を図るとともに、自立の意識を育む教育、一人一人の個性や能力を尊重し、児童・生徒が主体的に学び、考え、行動する姿勢を育む教育を推進。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 「特別の教科 道徳」や特別活動について、適正な指導計画立案や、授業を実施するよう指導助言の実施。</li> <li>② 進路指導、性に関する指導について、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、生徒一人一人が主体的に進路を選択する能力・態度を身に付けられる指導が行えるよう、指導助言を継続的に実施。</li> </ul> </li> <li>・家族背景に「配偶者暴力」があるケースに対して、心理の専門的な立場から心のケアや今後の対応についての助言、関係機関との連携による支援を実施。</li> <li>・スーパーバイザーや医師等による事例検討会を実施。</li> <li>・学習指導要領の趣旨を踏まえた性教育を実施することで、児童・生徒が性に関する正しい知識を得ることができるようにした。</li> <li>・性教育の適正な実施のため、市立小・中学校に性教育の全体計画及び年間指導計画の作成を義務付け、児童・生徒の発達段階に応じた指導を継続した。</li> </ul>	教育指導課



■男女共同参画推進審議会の意見

取組 No.	主な取組	意見
18	幼稚園、保育所、学校、子ども・若者育成支援センター、学童保育所等教育関係者への意識啓発	<p>・子どもたちとの何気ない関わりや会話における大人の態度などは、成長の過程で大きな影響を与えることとなる。子どもに関わる保育現場職員への男女共同参画に関する意識啓発のための研修会は、有意義で必要なものである。継続的に実施していただくとともに、様々な関係者に学んでもらい、男女共同参画を推進してもらうことが大切である。</p> <p>また、公立保育園において「性差への先入観による観念や役割分業意識を植え付けないように保育の中で配慮する」ことを自己評価項目に設定していることはよい試みであると思う。</p>
19	地域、保護者等への意識啓発	<p>・性別による役割分担意識を持たないようになるためには、小さい時からの「育ち方」が大切である。そのためには、子どもの頃から継続的に親が「男女共同参画の観点に立った振る舞い・言動」の範を示していくことが大切である。</p>

■今後の方向性

・未来を担う子どもに関わる大人が男女共同参画に関する意識啓発を様々な機会を通して取り組みます。

取組2-2 職場や地域における制度・慣行の見直し

取組の方向性(1) 職場・地域等における環境づくり

職場や地域における性別による固定的な役割分担意識に基づく制度や慣行を変えるため、事業者・地域等の環境づくりのための情報提供や支援等を行います。

取組No.	主な取組	概要	令和6年度(2024年度)市の取組状況	実施所管
20	職場等における環境づくり(充実)(4の再掲)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○男性の育児休業取得率の向上</li> <li>○介護休暇・有給休暇取得の促進、長時間労働の解消</li> <li>○企業の取組状況などの情報提供・情報交換</li> <li>○職場環境づくり支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・母子手帳と併せ、父親の育児休業取得促進リーフレットを配布し、ホームページではワーク・ライフ・バランスを周知。</li> <li>・東京都や都内区市開催の講座情報をホームページに掲載、ポスター掲示、チラシの配布を通し周知。</li> <li>・東京都労働相談情報センターと共催し、男女雇用平等セミナー「企業における介護離職防止対策」を開催。</li> <li>・子育て中の男性向けに「何から始める？子育てパパを楽しむために！」を開催。</li> </ul>	男女共同参画課
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・「子育て応援サイト」や「子育てガイドブック」を通じて、子育て応援企業におけるワーク・ライフ・バランス支援の取組を紹介。</li> </ul>	子どものしあわせ課
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業主、人事労務担当者、労働者を対象に、最新の働く人のための労働法、雇用管理等のセミナーを実施・後援。</li> <li>・誰もが働きやすい職場環境づくりのため、ウェブサイト「はちおうじ就職ナビ」を活用し、企業に情報を提供。</li> </ul>	産業振興推進課

取組 No.	主な取組	概要	令和6年度（2024年度）市の取組状況	実施所管
21	セクシュアル・ハラスメント等防止（2の再掲）	○セクシュアル・ハラスメント等防止のための意識啓発と情報提供 ○職場におけるセクシュアル・ハラスメント等の相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>東京都作成の「ハラスメント防止ハンドブック」など、セクシュアル・ハラスメント関連情報冊子を男女共同参画センターに配架。</li> <li>東京都開催の「働く人のためのハラスメントセミナー」などをホームページに掲載、ポスター掲示、チラシの配布を通し周知。</li> </ul>	男女共同参画課
			<ul style="list-style-type: none"> <li>全職員対象にハラスメント防止研修をeラーニングで実施、部長職対象にハラスメント防止研修を実施。</li> <li>厚生労働省が定める「職場のハラスメント撲滅月間（12月）」にあわせ、ポスターを掲示し周知・啓発等を実施。</li> <li>職員の新規採用時に、相談方法やハラスメント研修資料の内容を周知。</li> </ul>	安全衛生管理課
22	【行政が推進力】 市役所における職場環境づくり（充実）（6の再掲）	○男性の育児休業を推進（充実） ○介護休暇・有給休暇取得を推進、長時間労働の解消	<ul style="list-style-type: none"> <li>ワーク・ライフ・バランスの尊重、育児休業・介護休業の取得促進、時間外勤務が恒常化しないよう「男女が共に生きるまち八王子プラン（第4次）」に基づき庁内で取り組む取組一覧表を全職場に掲示依頼し、職場環境づくりを働きかけた。</li> </ul>	男女共同参画課
			<ul style="list-style-type: none"> <li>育児休業者復帰支援研修の実施、市男性職員の育児休業取得率の向上を図る。</li> </ul>	労務課
			<ul style="list-style-type: none"> <li>令和6年度（2024年度）も引き続き、2つのワーク・ライフ・バランスの推進目標を定め、各所管共通目標とした。</li> <li>(1) 全職員が年次有給休暇を年間13日以上取得する。</li> <li>(2) 全職員の年間時間外勤務時間数を360時間以内にする。</li> </ul>	安全衛生管理課

取組 No.	主な取組	概 要	令和6年度（2024年度）市の取組状況	実施所管
23	地域活動団体 への意識啓発 (14の再掲)	○地域における課題や取組方針の決定過程における男女共同参画の必要性についての意識啓発の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 6中学校区で開催の「地域づくり推進会議」で、情報共有や意見交換などの際には、性別による差が生じないように進行。</li> <li>・ 「はちおうじ志民塾」において、地域活動の中心人材育成のための講座を実施。</li> <li>・ 地域活動団体とのマッチングの場として「第4回地域デビューパーティー802」を実施。</li> </ul>	協働推進課
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 講演と落語の会のポスター・チラシを全町会・自治会に送付し参加を促した。</li> <li>・ 近隣市が開催する地域活動に役立つ講座情報をホームページに掲載、ポスター掲示、チラシの配布を通し周知。</li> <li>・ 東京都作成の「東京くらし防災」を窓口で配布。</li> </ul>	男女共同参画課
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出前講座「災害に備えて安全対策を」の実施。</li> <li>・ 女性視点を盛り込んだ総合防災ガイドブックの窓口配架を継続実施。</li> <li>・ 仮設トイレ設営など避難所開設・運営に関する防災訓練等において避難所運営への女性参画の重要性を啓発。</li> <li>・ プライベート空間を配慮した簡易更衣室等を災害用備蓄物資の防災倉庫へ継続備蓄。</li> </ul>	防災課

■男女共同参画推進審議会の意見

取組 No.	主な取組	意見
20	職場等における環境づくり	・男性の育児休業取得促進や女性活躍推進などを周知するためには、同じ企業だけではなく、多くの新たな企業に対して周知していくことが必要である。そのことを念頭に置き引き続き周知・啓発を進めてほしい。
21	セクシュアル・ハラスメント等防止	・昨今、様々なハラスメントが問題になっているが、ハラスメント防止研修の受講率は58.8%と少ない状況である。全職員を対象とする研修なので、勤務形態等により受講が難しいことも考えられる。受講期間を長めにするなどの工夫をして受講率が向上するよう努めてほしい。また、特定の分野等の研修をパッケージ化し、すべて受講義務を課すのではなくそのうちの一つを全員が受講必須の研修に設定する方法もあると思う。
22	市役所における職場環境づくり	・市の男性職員の育児休業取得率が75.3%（2週間以上取得者）であり、民間を含む全国調査の40.5%（令和6年度雇用均等調査）に比べてもよい数字である。一方で、年次有給休暇や年間の時間外勤務時間数を目標設定している中、達成率が低いところがある。取組として進んでいる面とそうでない面もあるが、これらの課題を検証できれば、民間企業へのモデルケースとなり、男女共同参画の推進に向け前進できるのではないだろうか。
23	地域活動団体への意識啓発	・地域で活動している様々な団体に関わる方、関わろうとしている方などに、男女共同参画をストレートに啓発しても受け入れるには時間がかかると思う。男女共同参画に関する意識には世代によっても違いがあるだろうから、そのことへの理解が進むとさらによいと思う。

■今後の方向性

<ul style="list-style-type: none"> <li>・あらゆる場面でセクシュアル・ハラスメントが後を絶たない状況にあり、さらなる意識啓発を進めます。</li> <li>・育児休業や介護休業が取得しやすくなるよう行政が率先して推進していきます。</li> <li>・様々な機会をとoshi性別による固定的な役割分担意識に関する啓発に取り組みます。</li> </ul>
--

### 重点目標3 DVや性暴力などを根絶しよう

#### ■計画策定時での現状・課題

ドメスティック・バイオレンス（以下、「DV」という。）や性犯罪・性暴力等の「性別に起因する暴力」は、男女共同参画社会の実現を阻害する要因となります。こうした暴力は、その対象の性別を問わず、重大な人権侵害です。

その中でもDVは、家庭という人目に触れにくい場所で起こることから、被害者であることを自覚しないまま、周囲も気づかないうちに暴力が深刻化してしまう場合があります。

コロナ禍においては、外出自粛や休業による在宅時間が増加したことに伴い、DV被害の潜在化、さらなる深刻化が懸念されています。男女共同参画センターにおける相談件数は、令和元年度（2019年度）に3,673件に達しましたが、以降は緩やかに減少しています。しかし、DVに関する相談件数の割合はほぼ横ばいに推移しており、DVは依然として大きな問題となっています。さらに、男女共同参画センターで実施する相談事業のうち、「女性のための総合相談」（電話・対面）では、新規相談者の割合が年々増加しています。令和4年度（2022年度）市民意識・実態調査によると、DV又はデートDVを受けたことがある人のうち、「相談しなかった（できなかった）」という人の割合は64.5%となっており、その理由として、「相談しても無駄だと思ったから」が32.7%、「自分さえ我慢すれば、このままやっていけると思ったから」が29.8%となっています。相談することを躊躇せず声を上げられるよう、孤独・孤立を防ぎ、相談につなげるための取組が必要です。

また、DVの加害者は罪の意識が薄い傾向にあるため、悪いのは被害者ではなく加害者であり、暴力は決して許されるものではないという認識を社会全体で共有することが重要です。

女性をめぐる課題は、性暴力や性的虐待、性的搾取等の性的な被害、また、それらを起因とする予期せぬ妊娠、不安定な就労状況、経済的な困難等、複雑化、多様化、複合化しており、コロナ禍によりこうした課題も顕在化しました。社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える、あるいは抱えるおそれのある女性が自らの意思を尊重されながら、その置かれた状況に応じて、きめ細やかな、つながり続ける支援を受けられることが必要です。こうした困難な問題を抱える女性ができる限り早く相談支援を受けられるよう、早期発見の取組や適切な情報提供が必要となります。

また、国の調査によると、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの全国の相談件数は年々増加しており、かつ、令和4年度（2022年度）の相談者の被害時の年齢を見ると、約半数を10代以下が占めています。子どもたちが性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、子どもの頃から発達段階に応じて正しい知識を身につけられるための取組が求められています。

取組3-1 配偶者等からのあらゆる暴力の防止と根絶

取組の方向性(1) 孤立・孤独を防ぎ、相談につなげるための取組

被害者が、自身が被害者であることを自覚しないまま、周囲も気付かないうちに暴力が深刻化することがないように社会全体で暴力を容認しない意識を醸成するために、DVに関する意識啓発や相談窓口の周知をさらに進めます。また、相談に至っていない被害者ができる限り早く支援を受けられるよう、早期発見に向けて取り組みます。

取組No.	主な取組	概要	令和6年度(2024年度)市の取組状況	実施所管
24	DVに関する意識啓発と情報提供の充実(32に再掲)	○DVの種類やサイクル、加害者・被害者の心情などDVについての認識を深めるための情報提供や啓発を実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「女性に対する暴力をなくす運動」週間に、</li> <li>① 女性に対する暴力根絶のシンボル「パープルリボン」にちなみ、八王子駅北口「絹の舞」をライトアップ。</li> <li>② DV防止講演会、eラーニング研修「市職員のためのDV・デートDV講座」の開催。</li> <li>③ 高校・中学でのデートDV予防啓発講座を実施。</li> <li>④ デートDV予防啓発冊子を公立中学3年生に配布。</li> <li>⑤ 関連機関と連携し、デートDV予防啓発冊子を女性の健康講座で配布。</li> <li>⑥ 八王子駅南口総合事務所でパネル展、図書館と連携したテーマ展示、ポスター掲示(はちバス車内、八王子駅北口地下自由通路、本庁、市民センター)、チラシによる啓発(民生委員・児童委員、はちまるサポート、高齢者あんしん相談センター、シルクレイズ(八王子商工会議所女性経営者の会)のお店)、広報掲載(11月1日号)、外国人向け情報紙「Ginko 11月号」でのDV情報の提供。</li> <li>・大学等でのDV防止のための普及啓発。</li> <li>・DVに関する相談、性犯罪・性暴力被害者のための相談窓口等をホームページで周知。</li> </ul>	男女共同参画課

取組 No.	主な取組	概要	令和6年度（2024年度）市の取組状況	実施所管
25	被害者の早期発見に向けた取組	<p>○関係機関（民間団体含む）と連携した、被害の深刻化・複雑化を防ぎ、被害者が相談につながるためのきっかけづくり</p> <p>○男女共同参画の視点を持ってもらうことで、被害者の抱える課題を認識し、適切な支援につなげるため、地域で活動している支援者等に対し、研修等を実施</p>	<p>・東京都や近隣市町村開催のDV関連の講演会をホームページに掲載、ポスター掲示、チラシの配布を通し周知。</p> <p>・被害者の早期発見につなげるため職員対象にeラーニング研修を開催。</p> <p>・DVについてポスターを掲示（はちバス車内、八王子駅北口地下自由通路、本庁、市民センター）して周知啓発。</p> <p>・早期発見につながる事が期待される組織（民生委員・児童委員、はちまるサポート、高齢者あんしん相談センター、シルクレイズ（八王子商工会議所女性経営者の会）のお店）に案内チラシを配布し啓発。</p> <p>・外国人向け情報紙「G i n k g o 11月号」でのDV情報の提供。</p> <p>・DV被害者を発見しやすい医療従事者となる学生に向け、八王子市立看護専門学校でDV防止講座の開催。</p> <p>・女性相談に関するチラシをクリエイティブホール内女性用トイレに配架、防災備品を利用した生理用品の配布時やイベント開催時に配布。</p> <p>・被害者の早期発見に向け出張相談を開催。</p> <p>・DVに関する相談、性犯罪・性暴力被害者のための相談窓口等に関する情報をホームページで周知。</p> <p>・要保護児童対策地域協議会と連携してDV被害者支援連絡会を実施し情報を共有。</p>	男女共同参画課

■男女共同参画推進審議会の意見

取組 No.	主な取組	意見
24	DVに関する意識啓発と情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・DVや性被害の被害者は小さな子どもからおり、意識啓発を中学、高校、大学生にすることは必要なよい取組である。デートDV予防啓発冊子の市内公立中学3年生へ配布することもよい取組である。一方で、教育関係者への啓発も必要であり、さらに取組を進めてほしい。</li> <li>・探究の授業が高校では取り組まれているので、デートDV予防講座などで高校生と一緒にデータを確認しながら考える機会が提供できれば、参加意向を示す学校もあると思う。</li> <li>・男女間や交際に関する不適切なSNS利用の問題があるので、中学生への啓発は非常に大事だと思う。</li> <li>・子どもたちへの性暴力被害が増えている中、デートDVについて中学生から啓発しているが、大人からの話が届きづらい年代であるため、もっと小さい頃からの啓発も大切である。</li> <li>・乳幼児期の子どもは性暴力被害に遭っていることに気づかず、数年してから理解することがある。小さいときから自分にとって心地よくない触れ合いがあったときに、「いつもとは違うことだ」とわかるよう、早い段階から啓発することが大切である。</li> <li>・性犯罪や性暴力に遭った子どもから周りにいる大人が相談を受けた際に、適切な対応ができるように対応時の留意点や適切な相談先を知っていることが必要である。</li> <li>・「生命（いのち）の安全教育」は、小・中・高校生が性暴力から自分を守るために東京都が教材を作成し、ホームページにも掲載しており、学校では教材を使用し発達段階に応じた説明を行っている。また、性暴力に関する相談をしづらい場合には、東京都作成の相談シートに記載して投函したり、電話やメールでも相談できる。このようなことを踏まえ男女共同参画をさらに推進してほしい。</li> <li>・子どもに意識啓発した内容は、保護者に情報を提供できると保護者の不安も解消できる。</li> </ul>
25	被害者の早期発見に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談につながった方がよい方が相談につながらないことがないように、様々な対応を考えていただきたい。</li> <li>・相談や早期発見につなげるには、多くの方に相談窓口を知ってもらうためにも講座やイベント等を行うので来てほしいというスタンスのほかに、開催内容を知ってもらい、興味を持ってもらうような取組の工夫を行う方が敷居は低くなると思う。</li> </ul>

■今後の方向性

・DVに関する意識啓発や相談窓口の周知を進め、暴力が深刻化する前に早期に相談・支援につなげられるよう取り組みます。

取組の方向性（２）様々な相談メニューの実施

各種相談窓口における相談を通して、関係機関が連携を図りながら、被害者の状況に応じた支援につなげます。関係機関の職員による二次加害を防止するため、DV被害者支援への理解を深めるための研修等を実施します。

取組No.	主な取組	概要	令和6年度（2024年度）市の取組状況	実施所管
26	被害者支援のための相談の実施（充実）	○市内だけでなく、警察や女性相談支援センター等庁外の関係機関（民間団体含む）と連携し、様々なメニューの相談を実施 [事業の例] ・DV・デートDVに関する相談 ・夫婦・パートナー間の悩みや問題に関する相談	・在住外国人のためのサポートデスクにおいて相談の受付を実施。	学園都市文化課
			・女性のための相談（総合相談、専門相談）、架電による相談、同行支援、出張相談を実施。	男女共同参画課
			・東京ウィメンズプラザ開催の「相談員育成講座・講義・演習」を受講し相談スキル向上を図るとともに、「相談員スーパーバイズ研修」の受講を通し相談事例の検討、スーパーバイザーから助言・指導によるスキル向上を図った。	
			・月1回の人権相談、年2回の特設人権相談を実施し、性別にかかわらず相談者の視点に立った対応や関係機関の紹介を実施。	総務課
			・東京都パートナーシップ宣誓制度を活用して利用できるサービスをホームページで周知。	
			・無料法律相談を実施。	八王子駅南口総合事務所
			・介護事業所等の職員向けに高齢者虐待防止研修を対面とオンラインでの見逃し配信にて実施。	高齢者福祉課
・高齢者の権利擁護のため、後見人付与に係る審判請求市長申立てを実施。				
・市指定の委託相談事業所と連携した相談体制により、DVや虐待の防止と支援を実施。	障害者福祉課			

取組 No.	主な取組	概 要	令和6年度（2024年度）市の取組状況	実施所管
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・DV被害等を受けた女性に対する電話・面接相談を通じ、被害者の状況に応じた助言や情報提供を実施し、不安の解消や安全な生活に繋がる選択ができるよう支援。</li> <li>・東京都の専門研修や、東京都市母子・父子自立支援員・女性相談員連絡会での研修を通じ、相談員の能力向上、相談の充実を図った。</li> </ul>	福祉部福祉事務所
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・電話相談や家庭訪問などの保健事業を通じ、DVが疑われるケースでは、迅速に関係機関への相談等の支援につなげた。</li> <li>・DV等の基礎知識・対応を学ぶ外部研修に参加した職員（保健師等）によるセンター内連絡会等での内容共有を実施。</li> </ul>	こども家庭センター
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門医による精神保健福祉相談を実施し、医療機関や他支援機関へのつなぎや保健師による継続的支援を実施。</li> </ul>	保健対策課
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひとり親家庭の相談において、母子・父子自立支援員が、DVの悩みの有無、DVと気付かずに生活していないか確認し相談を受け、適切な助言、情報提供や女性相談支援員との連携を実施。</li> <li>・ひとり親家庭への相談、就業・家計専門員による家計相談、弁護士による養育費などの法律相談を実施。</li> </ul>	子育て支援課
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・若者総合相談センターにおいて、高校生世代以降の若者の悩みや思いを何でも受け止め、適切な支援につなげる相談支援を実施。</li> </ul>	青少年若者課
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども家庭支援ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の調整機関として、支援対象児童等についての情報共有を図り、支援を実施。</li> </ul>	こども家庭センター
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族背景に「配偶者暴力」があったケースに対して、心理の専門的な立場から心のケアや今後の対応についての助言、関係機関との連携による支援を実施。</li> <li>・スーパーバイザーや医師等による事例検討会を実施。</li> </ul>	教育指導課

取組 No.	主な取組	概 要	令和6年度（2024年度）市の取組状況	実施所管
27	被害者支援への理解を深めるための研修等	○被害者の相談にかかわる職員の理解を深め、二次加害を防止するための研修等を実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員研修「市職員のためのDV・デートDV講座」をeラーニングで開催。</li> <li>・DV防止講演会「お金にまつわるDVって？－これって普通じゃないかも、と思ったら」を開催。</li> <li>・男女共同参画センターで相談業務を実施する職員が、東京ウィメンズプラザなどが開催するウェブ研修「保健・医療関係者が知っておくべきDV被害者支援のための他機関連携」「配偶者暴力（DV）被害者支援のための基礎知識」「デートDV～早期発見と適切な対応を目指して～」「高齢者間の配偶者暴力」などを受講。</li> </ul>	男女共同参画課

■男女共同参画推進審議会の意見

取組 No.	主な取組	意見
26	被害者支援のための相談の実施	・ 困難な問題を抱える女性への支援のため、窓口でどのように相談したらよいか、手続きをしたいがどのように説明したらよいか難しい方に同行し必要な窓口につなぐことは、市民にとっては安心でき、とても大事なことなので、継続して実施できるようお願いしたい。
27	被害者支援への理解を深めるための研修等	・ 被害者が窓口職員による二次被害を受けないよう暴力被害に関する教育をより強化してほしい。

■今後の方向性

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 様々な機関と連携を図り、DV被害者の状況に応じた支援につなげられるよう取り組みます。</li> <li>・ DVに関する理解を深めるための職員研修に取り組みます。</li> </ul>
---

取組の方向性（３） 関係機関と連携した切れ目のない包括的な支援

被害者の安全確保と自立に向け、切れ目のない包括的な支援につながるよう、関係機関と連携します。

取組 No.	主な取組	概要	令和6年度（2024年度）市の取組状況	実施所管
28	被害者の安全確保のための支援	○関係機関（民間団体含む）と連携・協力した被害者の安全確保 [事業の例] ・緊急一時保護 ・住民基本台帳事務における支援措置 ・国民健康保険・年金等の手続きに対する支援 ・就学に関する支援 ・保育所・学童保育所等の入所に関する支援 ・外国人被害者の安全確保のための通訳等支援	・DV被害者からの相談への「語学ボランティア」の派遣、多文化共生推進課職員・多文化共生推進事業協力員の派遣、通訳用にテレビ電話を活用、外国人向け情報誌にDVに関する内容を掲載し在住外国人を支援。	学園都市文化課
			・DV被害者緊急一時保護事業の民間事業者への委託。 ・DV相談業務など個別の案件では、関係所管と連携しDV被害者の事情に合わせた対応を実施。 ・被害者の早期相談を促すため、ホームページ掲載、チラシの配布等により安全確保を支援。	男女共同参画課
			・外国人向け情報誌Ginkgo11月号へのDVと相談に関する記事の掲載や相談に関する案内を掲載した男女共同参画センターパンフレットの翻訳版（英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ロシア語、タイ語、タガログ語）の配架を通し、外国人のDV被害者の安全確保を支援。	市民課
			・本市への申出に基づく支援措置、他市からの通知に基づく支援措置を実施。 ・相談機関との連携会議の実施。	高齢者福祉課
			・生活支援ショートステイ事業、緊急一時保護事業、老人福祉法に基づく権限行使（措置）、高齢者虐待防止研修を実施。 ・被虐待者の安全確保のための施設への一時保護を実施。	障害者福祉課
			・警察、関係機関と連携のもと、緊急一時保護のために東京都女性相談センター等への入所支援を実施。 ・住民基本台帳支援措置（閲覧等制限）の手続きや同伴児童がいる場合には教育委員会と連携し転校手続きを支援。	福祉部福祉事務所

取組 No.	主な取組	概 要	令和6年度（2024年度）市の取組状況	実施所管
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係機関との連絡調整や情報提供を行い、DV被害者が適切な支援を受けられるような手続き等を実施。</li> <li>・ DV被害者に関する電話での問い合わせや郵送でのやり取りが必要な際には、関係所管と連携し個人情報の漏えい防止に努めた。</li> </ul>	保険年金課
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ DV被害者による子どもの保育施設入所手続に関する相談の際には、こども家庭センターや児童相談所と情報共有等を図り、個人情報に配慮のうえ、適切な判断ができるようサポート。</li> <li>・ 職員のスキルアップのため、庁内研修の資料を担当内でも共有。</li> </ul>	保育幼稚園課
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 遺棄、DV保護命令に伴う支援が必要な対象者への児童扶養手当の支給。</li> </ul>	子育て支援課
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ DV被害により住民登録が行えない場合には、居住地を確認することで就学手続きが行えるよう支援するとともに情報管理を徹底。</li> <li>・ 関係機関の紹介や就学援助制度の案内を実施。</li> </ul>	学務課
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ DV被害者が養育する子どもについて、個人情報の取り扱いを適切に行いながら、被害者の自立や生活の安定に向け、優先的に学童保育所に入所できるよう支援。</li> </ul>	放課後児童支援課

取組 No.	主な取組	概要	令和6年度（2024年度）市の取組状況	実施所管
29	被害者の自立に向けた支援	<p>○被害者に対し、関係機関（民間団体含む）と連携し、自立に向けた支援を実施</p> <p>[事業の例]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育てに関する手当支給の手続きに関する支援</li> <li>・職業紹介、面接対策などの就労支援</li> <li>・就職に必要な知識・技能を習得するための支援</li> <li>・市営住宅の入居相談のほか、関係所管と連携して住宅を探すための情報提供を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・性犯罪・性暴力被害者のための相談窓口等に関する情報をホームページで周知。</li> <li>・DV被害者支援団体に対し、活動場所を提供。</li> <li>・DV被害者支援団体の活動内容をホームページに掲載、団体作成のカードの配架、ポスターの掲示により周知。</li> <li>・東京しごと財団、八王子公共職業安定所と共催し再就職支援セミナーを開催、東京都の労働相談、再就職支援セミナー等の情報をホームページで周知。</li> </ul>	<p>男女共同参画課</p> <p>福祉部福祉事務所</p> <p>保健対策課</p> <p>子育て支援課</p> <p>こども家庭センター</p> <p>産業振興推進課</p> <p>住宅政策課</p>
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・DV被害者の自立した生活に向けて、就労支援員等による面談を実施。</li> </ul>	福祉部福祉事務所
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハローワーク、NPO法人、民間企業と連携した個々の状況に応じた支援メニューの選定、就労・自立を支援。</li> </ul>	福祉部福祉事務所
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・DV被害者の避難先相談機関との支援方針の共有を図り、早期就労を実現。</li> </ul>	福祉部福祉事務所
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門医による精神保健福祉相談を実施し、医療機関や他支援機関へのつなぎや保健師による継続的支援を実施。</li> </ul>	保健対策課
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひとり親家庭の親に就業・家計専門員による就業相談、就労生活相談窓口による就業支援を実施。</li> </ul>	子育て支援課
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども家庭支援ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の調整機関として、支援対象児童等についての情報共有を図り、支援を実施。</li> </ul>	こども家庭センター
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・パートタイムとして働くための知識についてセミナーを開催し、就業する際に役立つパソコンスキルの講習を通し就労を支援。</li> </ul>	産業振興推進課
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページでのマザーズコーナーの周知や利用者へはハローワーク八王子と共同して就職支援を実施。</li> </ul>	産業振興推進課
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性相談支援員等、関係所管と連携、情報共有を図り、DV被害者に住宅に係る支援制度を周知。</li> </ul>	住宅政策課

取組 No.	主な取組	概 要	令和6年度（2024年度）市の取組状況	実施所管
30	被害回復に向けた心理的ケア（充実）	○関係機関（民間団体含む）と連携を図りながら、心理的な支援を実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性のための総合相談や専門相談により、相談者に寄り添い心理的ケアを実施。</li> <li>・性犯罪・性暴力被害者のための相談窓口等に関する情報をホームページで周知。</li> <li>・DV被害者支援団体に対し、活動場所を提供。</li> <li>・DV被害者支援団体の活動内容をホームページに掲載、カードの配架、ポスター掲示により周知。</li> <li>・東京ウィメンズプラザ開催の「性暴力被害者への適切な支援のために」研修を通し、心理的ケアのためのスキルを高めた。</li> </ul>	男女共同参画課
31	被害者支援への理解を深めるための研修等	○被害者の支援にかかわる職員の理解を深め、二次加害を防止するための研修等を実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員研修「市職員のためのDV・デートDV講座」をeラーニングで、DV防止講演会「お金にまつわるDVって？ーこれって普通じゃないかも、と思ったら」を開催。東京ウィメンズプラザが開催する研修「DV被害者支援のための基礎知識」を受講し、被害者支援への理解を深めた。</li> </ul>	男女共同参画課

■男女共同参画推進審議会の意見

取組 No.	主な取組	意見
28	被害者の安全確保のための支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本語が話せないDV被害者からの相談のための語学ボランティアが用意されていることは、実施件数に関わらず非常に意義のあることである。</li> <li>・学童保育所における子どもたちの入所支援所管と他の教育関係所管とは連携をしていることもあると思うが、各所管からの取組の報告になっているので連携の状況まではわからない。連携していることがあれば記載されるとなおよいと思う。</li> <li>・保育幼稚園課では職員のスキルアップのため研修会への参加等を行っているようだが、保育園に通園させている保護者にはDVを含め様々な状況の方もいるため、相談や苦情に適切に対応するためにも保育従事者への意識啓発が大切である。</li> <li>・学校ではDV被害を受けている家族から事情を伺い、子どもの安全を守ることを第一とした配慮を行っており、被害者家族への寄り添いは大切である。</li> </ul>
29	被害者の自立に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治体以外が運営するDV被害者支援団体は他の自治体にもあることは承知しており、活動場所を支援することは大切である。ただ、内容的に活動内容がわかりにくいところではある。</li> </ul>
30	被害回復に向けた心理的ケア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害者が窓口職員による二次被害を受けないよう暴力被害に関する教育をより強化してほしい。</li> </ul>
31	被害者支援への理解を深めるための研修等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・DV被害を受けた親子から保育園での対応の相談などがあるが、第三者評価の役割が非常に重要だと感じている。</li> </ul>

■今後の方向性

<ul style="list-style-type: none"> <li>・DV被害者にとっての安全が確保され、安心して自立へと進めるよう支援に取り組むとともに、引き続き各種相談を通し相談者に寄り添います。</li> <li>・DV被害に関する理解を深めていけるよう引き続き市役所職員への研修に取り組みます。</li> </ul>
---

取組の方向性（４）被害者・加害者・傍観者にならないための意識啓発

DVの根絶に向けて、被害者だけでなく、加害者も傍観者も生まない予防的な取組を子どもの頃から行います。

取組No.	主な取組	概要	令和6年度（2024年度）市の取組状況	実施所管
32	DVに関する意識啓発と情報提供の充実（24の再掲）	○DVの種類やサイクル、加害者・被害者の心情などDVについての認識を深めるための情報提供や啓発を実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「女性に対する暴力をなくす運動」週間に、</li> <li>① 女性に対する暴力根絶のシンボル「パープルリボン」にちなみ、八王子駅北口「絹の舞」をライトアップ。</li> <li>② DV防止講演会、eラーニング研修「市職員のためのDV・デートDV講座」の開催。</li> <li>③ 関連機関と連携し、デートDV予防啓発冊子を女性の健康講座で配布。</li> <li>④ 高校・中学でのデートDV予防啓発講座を実施。</li> <li>⑤ デートDV予防啓発冊子を公立中学3年生に配布。</li> <li>⑥ 八王子駅南口総合事務所でパネル展、図書館と連携したテーマ展示、ポスター掲示（はちバス車内、八王子駅北口地下自由通路、本庁、市民センター）、チラシによる啓発（民生委員・児童委員、はちまるサポート、高齢者あんしん相談センター、シルクレイズ（八王子商工会議所女性経営者の会）のお店）、広報はちおうじ掲載（11月1日号）、外国人向け情報紙「G i n k g o 11月号」でのDV情報の提供。</li> <li>・大学等でのDV防止のための普及啓発。</li> <li>・DVに関する相談、性犯罪・性暴力被害者のための相談窓口等をホームページで周知。</li> <li>・東京都や近隣市町村開催のDV関連の講演会をホームページに掲載、ポスターの掲示、チラシの配布を通し周知。</li> </ul>	男女共同参画課

取組 No.	主な取組	概 要	令和6年度（2024年度）市の取組状況	実施所管
33	生命（いのち）の安全教育の実施（充実）（39に再掲）	<p>○リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する意識を浸透させるため、また、性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないようにするために生命（いのち）の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切にする考えや、自分や相手、一人ひとりを尊重する態度等を、幼児期から大学生までの発達段階に応じて身に付けるための生命（いのち）の安全教育を実施。</p> <p>[事業の例]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・幼児期からの意識啓発（新規）</li> <li>・学習指導要領に基づいた学校における教育（中学校での「いのちの授業」の実施）（継続）</li> <li>・中学生・高校生等を対象としたデートDV予防に関する意識啓発（充実）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学等でDV防止を普及啓発。</li> <li>・高校・中学でのデートDV防止を普及啓発。</li> <li>・高校生・大学生向けに作成したデートDVに関するパンフレット等を講座や各大学へ配布。</li> <li>・大学新生向け冊子「BIG WEST」で「女性のための相談」「デートDVのことを知っていますか？」を周知。</li> <li>・男女共同参画センター相談業務担当職員が東京都等開催のウェブ研修等に参加。</li> <li>・「若年層の性暴力被害予防月間」に関する情報をホームページで周知。</li> <li>・デートDV防止啓発冊子を中学生に配布・ホームページで周知。</li> <li>・講演会「親子で性についての話を聞いてみよう」を開催。</li> </ul> <p>・赤ちゃんふれあい事業を市内公立中学校（夜間学級含む）、義務教育学校37校で実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各学校において学習指導要領の趣旨を踏まえ、児童・生徒が性に関する正しい知識を得ることができるよう性教育を実施。</li> <li>・性教育の適正な実施のため、市立小・中学校に性教育の全体計画、年間指導計画の作成を義務付け、児童・生徒の発達段階に応じた指導を継続実施。</li> </ul>	<p>男女共同参画課</p> <p>子どものしあわせ課</p> <p>教育指導課</p>

■男女共同参画推進審議会の意見

取組 No.	主な取組	意見
32	DVに関する意識啓発と情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害に遭った方からの相談には所管ごとに連携し対応していると思うが、性被害に遭った場合の相談先は東京都や国だけでなく、八王子市にも相談窓口があればよいと思う。ないのであれば適切な相談先の案内や周知をお願いする。</li> <li>・商工会議所や各商店会に協力していただいた啓発や周知はよい試みである。ただ、相談先との接点が少ない方へは、多くの方にとって接点があるスーパーなどに協力していただき、相談先情報を周知できればなおよいと思う。</li> </ul>
33	生命（いのち）の安全教育の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公立中学校・義務教育学校 37 校での赤ちゃんふれあい事業や公立小・中学校で取り組んでいる性教育は、いずれも素晴らしい取り組みだと思う。それ以外に「八王子市いのちの大切さを共に考える日」には各学校で様々な取り組みを行っているとのこと。この活動についても実績報告に入れられたらと思う。</li> </ul>

■今後の方向性

<ul style="list-style-type: none"> <li>・DVに関する意識啓発や相談窓口の周知を進め、暴力が深刻化する前に相談・支援につなげられるよう取り組みます。</li> <li>・市立小・中学校で学習指導要領を踏まえた性教育のほか、生命（いのち）の大切さや性に関する正しい知識を持つことができるような啓発活動を進めます。</li> </ul>
---

取組3-2 困難を抱える女性等への支援

取組の方向性(1) 孤立・孤独を防ぎ、相談につなげるための取組

困難な問題を抱える女性が、支援につながらないまま、その問題が深刻化してしまわないように、相談窓口の周知をさらに進めます。また、相談に至っていない女性等ができる限り早く支援を受けられるよう、早期発見に向けて取り組みます。

取組No.	主な取組	概要	令和6年度(2024年度)市の取組状況	実施所管
34	支援を必要とする人の早期発見に向けた取組	<p>○関係機関(民間団体含む)と連携した、支援を必要とする人の抱える困難な問題の深刻化・複雑化を防ぎ、相談につなげるためのきっかけづくり</p> <p>○男女共同参画の視点を持ってもらうことで、支援を必要とする人の抱える問題を認識し、適切な支援につなげるため、地域で活動している支援者等に対し、研修等を実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・早期発見につながることを期待される組織(民生委員・児童委員、はちまるサポート、高齢者あんしん相談センター、シルクレイズ(八王子商工会議所女性経営者の会)の店舗)に案内チラシを配布。</li> <li>・女性相談に関するカードをクリエイトホール内の女性用トイレに配架、防災備品を利用した生理用品の配布時やイベント開催時に配布。</li> <li>・被害者の早期発見に向け出張相談を開催。</li> <li>・相談窓口等に関する情報をホームページで周知。</li> <li>・困難女性支援法に規定する支援調整会議を重層的支援会議に位置づけて実施。</li> <li>・民間団体が連携して実施した「つながりをつくるシンポジウム」において「女性相談から見る女性の孤立」について講義を実施。</li> </ul>	男女共同参画課

■男女共同参画推進審議会の意見

取組 No.	主な取組	意見
34	支援を必要とする人の早期発見に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談につながった方がよい方が相談につながらないことがないように、様々な対応を考えていただきたい。</li> <li>・相談や早期発見につなげるには、多くの方に相談窓口を知ってもらうためにも講座やイベント等を行うので来てくださいというスタンスのほかに、開催内容を知ってもらい、興味を持ってもらうような取組の工夫を行う方が敷居は低くなると思う。</li> </ul>

■今後の方向性

・様々なことにより困難を抱える女性が相談や支援につながるができるよう取組を進めます。

取組の方向性（２）様々な相談メニューの実施

各種相談窓口における相談を通して、関係機関が連携を図りながら、一人ひとりの状況に応じた支援につなげていきます。

取組 No.	主な取組	概要	令和6年度（2024年度）市の取組状況	実施所管
35	支援を必要とする人の支援のための相談の実施（充実）	<p>○市内だけでなく、女性相談支援センター等庁外の関係機関（民間団体含む）と連携し、様々なメニューの相談を実施</p> <p>[事業の例]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 困難女性のための相談</li> <li>・ 性暴力等に関する相談</li> <li>・ L G B T相談</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 女性のための相談（総合相談、専門相談）、架電による相談、同行支援、出張相談を実施。</li> <li>・ 東京ウィメンズプラザ開催の「相談員育成講座・講義・演習」を受講し相談スキル向上を図るとともに、「相談員スーパーバイズ研修」の受講を通し相談事例の検討、スーパーバイザーから助言・指導によるスキル向上を図った。</li> <li>・ L G B T相談を実施。</li> </ul>	男女共同参画課
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 月1回の人権相談、年2回の特設人権相談を実施し、性別にかかわらず相談者の視点に立った対応や関係機関の紹介を実施。</li> </ul>	総務課
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 無料法律相談を実施。</li> </ul>	八王子駅南口総合事務所
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ はちまるサポートにおいて、様々な困りごと相談、支援へのつなぎを実施</li> </ul>	福祉政策課
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護事業所等の職員向けに高齢者虐待防止研修を対面とオンラインでの見逃し配信にて実施。</li> <li>・ 高齢者の権利の擁護のため、後見人付与に係る審判請求市長申立ての実施。</li> </ul>	高齢者福祉課
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市指定の委託相談事業所と連携した相談体制により、DVや虐待の防止と支援を実施。</li> </ul>	障害者福祉課
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生活に困窮した女性、生きづらさを抱えた女性に対して早期相談の窓口を提供し、さまざまな困難を抱えた女性も安心して生活ができるよう相談を実施。</li> </ul>	福祉部福祉事務所

取組 No.	主な取組	概 要	令和6年度（2024年度）市の取組状況	実施所管
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門医による精神保健福祉相談を実施し、医療機関や他支援機関へのつなぎや保健師による継続的支援を実施。</li> </ul>	保健対策課
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひとり親家庭の相談において、母子・父子自立支援員が、相談を受け、適切な助言、情報提供や女性相談支援員との連携を実施。</li> <li>・ひとり親家庭への相談、就業・家計専門員による家計相談、弁護士による養育費などの法律相談を実施。</li> </ul>	子育て支援課
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・若者総合相談センターにおいて、高校生世代以降の若者の悩みや思いを何でも受け止め、適切な支援につなげる相談支援を実施。</li> </ul>	青少年若者課
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・電話相談や家庭訪問などの保健事業を通し、困難を抱えるケースでは、関係機関での相談等を支援。</li> <li>・相談対応の知識・技術向上のため、様々なケースの対応を学ぶ外部研修に参加した職員（保健師等）によるセンター内連絡会等での内容共有を実施。</li> <li>・子ども家庭支援ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の調整機関として、支援対象児童等についての情報共有を図り、支援を実施。</li> </ul>	こども家庭センター
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族背景に困難な状況があったケースに対して、心理の専門的な立場から心理相談員による心のケアや今後の対応についての助言、関係機関との連携による支援を実施。</li> <li>・スーパーバイザーや医師等による事例検討会を実施。</li> </ul>	教育指導課

■男女共同参画推進審議会の意見

取組 No.	主な取組	意見
35	支援を必要とする人の支援のための相談の実施	・新たに報告があった「はちまるサポート」の取組実績には、数値を含め効果も記載するようお願いしたい。

■今後の方向性

・支援を必要としている人が適切な相談機関や支援につながるができるよう関係機関と連携し取り組みます。

取組の方向性（3）関係機関と連携した切れ目のない包括的な支援

困難な問題を抱える女性が自らの意思を尊重されながら、その置かれた状況に応じて、きめ細やかな、つながり続ける支援を受けられるための包括的な支援体制を整えます。

取組 No.	主な取組	概要	令和6年度（2024年度）市の取組状況	実施所管
36	困難な状況に応じた支援	○関係機関（民間団体含む）と連携・協力し、切れ目のない支援を実施 [事業の例] ・就学に関する支援 ・保育所・学童保育所等の入所に関する支援 ・子育てに関する手当支給の手続きに関する支援 ・職業紹介、面接対策などの就労支援 ・就職に必要な知識・技能を習得するための支援 ・市営住宅の入居相談のほか、関係所管と連携して住宅を探すための情報提供 ・外国人相談者の通訳等支援	・在住外国人のためのサポートデスクにおいてDV相談のほか、行政相談や法律相談にて様々な困難な状況に応じた相談へ対応。 ・多文化共生推進課職員・多文化共生推進事業協力員の派遣、通訳用にテレビ電話を活用した相談の実施。 ・外国人向け情報誌に支援情報を掲載。	学園都市文化課
			・困難な問題を抱える女性からの相談内容に応じた事情に合わせ、適切な関係所管と連携した対応を実施。 ・早期の相談を促すため、ホームページに掲載、チラシの配布等を通し、状況に応じた支援を実施。 ・外国人向け情報誌「G i n k g o l l 月号」への相談に関する記事の掲載、相談に関する案内を掲載した男女共同参画センターパンフレットの翻訳版（英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ロシア語、タイ語、タガログ語）を配架し、外国人のDV被害者の安全確保を支援。 ・東京しごと財団、八王子公共職業安定所と共催し、再就職支援セミナーを開催、東京都の労働相談、再就職支援セミナー等の情報をホームページで周知。	男女共同参画課
			・本市への申出に基づく支援措置、他市からの通知に基づく支援措置を実施。 ・相談機関との連携会議の実施。	市民課

取組 No.	主な取組	概 要	令和6年度（2024年度）市の取組状況	実施所管
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活支援ショートステイ事業、緊急一時保護事業、老人福祉法に基づく権限行使（措置）、高齢者虐待防止研修を実施。</li> <li>・高齢者あんしん相談センターにて、様々な状況にある高齢者への相談を実施。</li> </ul>	高齢者福祉課
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・被虐待者の安全確保のための施設への一時保護を実施。</li> </ul>	障害者福祉課
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談者が抱える困難な状況、ニーズを把握し、DV被害で緊急一時保護の必要がある場合は東京都女性相談支援センターや警察、自立した生活を目指す場合は就労支援員やハローワークなど、状況に応じて関係機関と連携し相談者に寄り添う支援を実施。</li> </ul>	福祉部福祉事務所
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童虐待などによる子どもの保育施設入所手続に関する相談の際には、こども家庭センターや児童相談所と情報共有等を図り、個人情報に配慮のうえ、適切な判断ができるようサポート。</li> <li>・職員のスキルアップのため、庁内研修の資料を担当内でも共有。</li> </ul>	保育幼稚園課

取組 No.	主な取組	概 要	令和6年度（2024年度）市の取組状況	実施所管
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・遺棄、DV保護命令に伴う支援が必要な対象者への児童扶養手当の支給。</li> <li>・ひとり親家庭の親に就業・家計専門員や就労生活相談窓口による就業支援を実施。</li> <li>・母子家庭等就業・自立支援センター事業において、パソコン講座と各種オンラインセミナー、親子参加型セミナーやテレワーク推進事業を実施。</li> <li>・就業に向けた資格取得のため母子家庭等自立支援給付金事業を実施し、自立に向けた支援を実施。</li> <li>・日常生活を営むのに著しく支障のあるひとり親家庭に対し、ホームヘルパーの派遣を行うことにより、生活の安定を支援。</li> <li>・ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業について、広報・ホームページ・メールマガジンで周知を進めるとともに、日々の相談においても事業を紹介。</li> <li>・子どもを抱え生活に困難をきたす母子への施設入所を支援。</li> </ul>	子育て支援課
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・パートタイムとして働くための知識についてセミナーを開催し、就労を支援。就業する際に役立つパソコンスキルの講習の開催により就労を支援。</li> <li>・ホームページでの「マザーズコーナー」の周知や利用者へはハローワーク八王子と共同して就職支援を実施。</li> </ul>	産業振興推進課
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・様々な困難な状況にある方に対し、関係所管と連携、情報共有を図り、住宅に係る支援制度を周知。</li> </ul>	住宅政策課
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・DV被害等により住民登録が行えない場合には、居住地を確認することで就学手続きが行えるよう支援するとともに情報管理を徹底。</li> <li>・関係機関の紹介や就学援助制度の案内を実施。</li> </ul>	学務課

取組 No.	主な取組	概要	令和6年度（2024年度）市の取組状況	実施所管
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・DV被害者等が養育する子どもについて、個人情報の取り扱いを適切にしながら、被害者の自立や生活の安定に向け優先的に学童保育所に入所できるよう支援。</li> </ul>	放課後児童支援課
37	回復に向けた心理的ケア	○関係機関（民間団体含む）と連携を図りながら心理的支援を実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性のための総合相談や専門相談により、相談者に寄り添い心理的ケアを実施。</li> <li>・相談窓口等に関する情報提供をホームページで周知。</li> </ul>	男女共同参画課
38	妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援の実施	○妊娠期からの切れ目のない支援（八王子版ネウボラ）の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・母子健康手帳交付時に「親と子の保健バッグ」を配布し、健康に関する情報を提供。</li> <li>・妊婦面談来場者に、「はちベビギフト」と「出産応援ギフト」を配布。</li> <li>・妊娠期の講座（パパママクラス等）を実施。</li> <li>・産後ケア事業は4類型（訪問型、通所型ロング、通所型ショート、宿泊型）を実施。</li> <li>・子ども家庭支援ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の調整機関として、支援対象児童等について情報共有を図り支援を実施。</li> </ul>	こども家庭センター

■男女共同参画推進審議会の意見

取組 No.	主な取組	意見
36	困難な状況に応じた支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 困難な問題を抱える女性への支援のため、窓口でどのように相談したらよいか、手続きをしたいがどのように説明したらよいか難しい方に同行し必要な窓口につなぐことは、市民にとっては安心でき、とても大事なことなので、継続して実施できるようお願いしたい。</li> <li>・ 相談につながった方がよい方が相談につながらないことがないように、様々な対応を考えていただきたい。</li> <li>・ 相談や早期発見につなげるには、多くの方に相談窓口を知ってもらうためにも講座やイベント等を行うので来てくださいというスタンスのほかに、開催内容を知ってもらい、興味を持ってもらうような取組の工夫を行う方が敷居は低くなると思う。</li> <li>・ セミナー等のイベントタイトルのネーミングがよいと思う。また応募状況も好評であることはよいことである。一方、男女共同参画に関する意識の喚起に向け、引き続き参加してもらえる仕組みが大切である。</li> <li>・ 学童保育所における子どもたちの入所支援所管と他の教育関係所管とは連携をしていることもあると思うが、各所管からの取組の報告になっているので連携の状況まではわからない。連携していることがあれば記載した方がよいと思う。</li> <li>・ 保育幼稚園課では職員のスキルアップのため研修会への参加等を行っているようだが、保育園に通園させている保護者には様々な状況の方もいるため、相談や苦情に適切に対応するためにも保育従事者への意識啓発が大切である。</li> <li>・ 学校ではDV被害を受けている家族から事情を伺い、子どもの安全を守ることを第一とした配慮を行っており、被害者家族への寄り添いは大切である。</li> </ul>
37	回復に向けた心理的ケア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 複数のツールを利用し情報へのリンク掛けを行い、誘導・アクセスのしやすさを担保できるとよいと思う。</li> </ul>
38	妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「親と子の保健バッグ」については、もらっても忘れてしまうことがあり、また、仕舞い込んでしまうと目に触れることがなくなってしまうので、もらったことを忘れることを前提に再びそれに接することができる工夫をしてほしい。</li> </ul>

■今後の方向性

- ・ 様々なことにより困難を抱える女性が置かれた状況に応じて相談や支援につながるができるよう関係機関と連携して取組を進めます。
- ・ 妊娠期から子育て期における継続的な支援を進めます。

取組の方向性（４）安全・安心な暮らしのための意識啓発

性犯罪・性暴力の被害者の多くは女性ですが、男性が被害を受ける場合もあります。性犯罪・性暴力の根絶に向けて、被害者だけでなく、加害者も傍観者も生まない予防的な取組を子どもの頃から行います。

また、性的指向や性自認を理由に困難な状況に置かれることがなく、誰もが安心して暮らしていけるよう意識啓発や情報提供に取り組めます。

取組 No.	主な取組	概要	市の取組状況	実施所管
39	生命（いのち）の安全教育の実施（充実）（33の再掲）	<p>○リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する意識を浸透させるため、また、性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないようにするために生命（いのち）の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切にする考えや、自分や相手、一人ひとりを尊重する態度等を、幼児期から大学生までの発達段階に応じて身に付けるための生命（いのち）の安全教育を実施。</p> <p>[事業の例]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・幼児期からの意識啓発（新規）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学等でDV防止を普及啓発。</li> <li>・高校・中学でのデートDV防止を普及啓発。</li> <li>・高校生・大学生向けに作成したデートDVに関するパンフレット等を講座や各大学へ配布、大学新入生向け冊子「BIG WEST」で「女性のための相談」「デートDVのことを知っていますか？」を周知。</li> <li>・男女共同参画センター相談業務担当職員が東京都等開催のウェブ研修等に参加。</li> <li>・「若年層の性暴力被害予防月間」に関する情報をホームページで周知。</li> <li>・デートDV防止啓発冊子を中学生に配布・ホームページで周知。</li> <li>・講演会「親子で性についての話を聞いてみよう」を開催。</li> </ul>	男女共同参画課

取組 No.	主な取組	概要	市の取組状況	実施所管
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・学習指導要領に基づいた学校における教育（中学校での「いのちの授業」の実施）（継続）</li> <li>・中学生・高校生等を対象としたデートDV予防に関する意識啓発（充実）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・赤ちゃんふれあい事業を市内公立中学校（夜間学級含む）、義務教育学校 37 校で実施。</li> <li>・各学校において学習指導要領の趣旨を踏まえ、児童・生徒が性に関する正しい知識を得ることができるよう性教育を実施。</li> <li>・性教育の適正な実施のため、市立小・中学校に性教育の全体計画、年間指導計画の作成を義務付け、児童・生徒の発達段階に応じた指導を継続実施。</li> </ul>	<p>子どものしあわせ課</p> <p>教育指導課</p>
40	性暴力の防止及び性暴力被害から若年層を守るための意識啓発と情報提供の充実	○AV出演被害やJKビジネス、SNSを利用した性被害など、若年層の様々な性暴力被害を防止するための意識啓発と情報提供を実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学コンソーシアム八王子が事務局として発行している新入生向け情報誌「BIG WEST2024」でデートDVに関する記事を掲載し、加盟 25 大学等の新入生に配布。</li> <li>・性暴力防止に関する情報が掲載された資料を男女共同参画センターに配架。</li> <li>・「アダルトビデオ出演強要」「JKビジネス」「性暴力・性犯罪」に関する被害事例や相談窓口等の情報をホームページで周知。</li> <li>・大学コンソーシアム八王子が発行している情報誌「BIG WEST」にデートDV予防のための啓発文を掲載。</li> <li>・「若年層の性暴力被害予防月間」の情報をホームページで周知。</li> <li>・中央図書館フリースペースに、若年層の性暴力予防ポスターやデートDV予防啓発冊子等を展示。</li> <li>・SNS利用に関する注意喚起を含めたリーフレットを作成し、学校を始め関係団体に配布。</li> <li>・青少年育成指導員による市内 37 全中学校区での巡回活動を実施。</li> </ul>	<p>学園都市文化課</p> <p>男女共同参画課</p> <p>青少年若者課</p>

取組 No.	主な取組	概要	市の取組状況	実施所管
41	性的商品化やメディアリテラシー等についての意識啓発	○性的商品化が人権侵害であることやメディアリテラシーについての理解を深めるための意識啓発を実施	・若年層の性暴力被害予防月間に、「アダルトビデオ出演強要」「JKビジネス」等の問題やSNS利用を起因とする性被害などに関し、ホームページ、SNS、男女共同参画センター、若者総合相談センターでのポスター掲示を通し、性的商品化が人権侵害であること等を周知・啓発。	男女共同参画課
42	性的指向・性自認についての意識啓発と情報提供	○性的指向・性自認など、性の多様性を尊重するための意識啓発と情報提供を実施	・LGBT電話相談の実施、相談日程についてチラシ・ホームページで周知。 ・職員研修「多様な性についての基礎知識」の実施。 ・映画会「カランコエの花」（性的マイノリティについての講義も有）の実施。 ・大学コンソーシアム発行の情報誌「BIG WEST」でLGBT電話相談を周知。 ・東京都が実施するLGBT相談をホームページで周知。 ・都内自治体が実施するLGBT相談等のチラシを配架。	男女共同参画課
			・国や都、他自治体の動向を注視しながら調査・研究を進め、現状把握に努めた。また、人権に関心を持ってもらえるよう啓発チラシをフラワーフェスティバル由木、いちよう祭り、窓口で配布し、意識啓発を実施。	総務課
			・東京都市町村職員研修所での当該研修の開催はなく、職員派遣の実績なしだが、開催される際には派遣を行う。	職員課

■男女共同参画推進審議会の意見

取組 No.	主な取組	意見
39	生命（いのち）の安全教育の実施	・公立中学校・義務教育学校 37 校での赤ちゃんふれあい事業や公立小・中学校で取り組んでいる性教育は、いずれも素晴らしい取り組みだと思う。それ以外にも「八王子市いのちの大切さを共に考える日」には各学校で様々な取り組みを行っているとのことである。この活動についても実績報告に入れられないだろうか。
40	性暴力の防止及び性暴力被害から若年層を守るための意識啓発と情報提供の充実	・ SNS の利用についてはリテラシーの問題と密に関わる問題である。SNS 上で容易に接点がとれる人の情報に影響を受けてしまうことがあるので、年代を問わず SNS 利用に関する意識啓発は大切である。
41	性の商品化やメディアリテラシー等についての意識啓発	・ SNS のような匿名性があるものは一気に拡散されてしまうため、リテラシーはとても重要な位置づけになる。このようなことを市として行っている所管があれば所管を横断してより強力に推し進めてほしい。 ・ ネットリテラシーに関連することは、いかに当事者意識を持ってもらえるかが重要だと思う。 ・ 学校では、ネットリテラシーについての情報教育の中で指導を行ったり、さまざまな取組を通し自分事として情報発信の危うさを学ぶ場面も設定している。このような機会は、いろいろな方から複数回学ぶ機会があるとよいと思う。
42	性的指向・性自認についての意識啓発と情報提供	・ 何気ない言葉で命を絶つくらい悩む人もいるという現実を理解し、そのような方たちへの接し方、配慮についてより理解が進む取り組みをしてほしい。

■今後の方向性

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生命（いのち）の大切さや性に関する正しい知識を持つことができるような教育に取り組めます。</li> <li>・ 性犯罪・性暴力を根絶するよう被害者、加害者、傍観者を生まないための意識啓発に取り組めます。</li> </ul>
---

## 7 資料

### 八王子市男女共同参画推進条例

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置づけ制定された男女共同参画社会基本法のもと、ジェンダー平等の実現に向けた国際社会の動向と協調しつつ、様々な取組が進められてきた。

本市においても、平成11年に「男女共同参画都市」を宣言し、「男女が共に生きるまち八王子プラン」に基づき、男女共同参画に関する総合的な取組を進めてきた。

こうした取組等により、男女共同参画は着実に前進しつつある一方で、社会全体においてアンコンシャス・バイアスを含む性別による固定的な役割分担意識に基づく構造的な問題等が依然として根強く残っており、また、性別に起因する権利侵害等、多くの課題が残されている。

若者が集まる学園都市であり、企業が多数集積する本市において、誰もが学びやすく、働きやすく、社会のあらゆる分野に参画できる環境を整えることが重要である。未だに課題が残る男女共同参画を、市、市民、教育関係者、事業者及び地域活動団体が共に手を携えて着実に推進することを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民、教育関係者、事業者及び地域活動団体の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、その施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって様々な場面において、男女が共に参画する社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員としてお互いを尊重し合い、自らの意思によって家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女がその個性及び能力を十分に発揮することができ、等しく政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受け、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) ジェンダー平等 性別に関わらず平等に責任や権利や機会を分かち合い、あらゆるものごとを一緒に決めることをいう。
- (3) アンコンシャス・バイアス 誰もが潜在的に持っている無意識の思い込みのことをいう。
- (4) 性別による固定的な役割分担意識 個人の能力等によって役割を決めることが適当であるにもかかわらず、性別を理由として、役割を分ける考え方のことをいう。
- (5) 市民 市内に居住し、通学し、又は通勤する者をいう。
- (6) 教育関係者 市内において学校、地域その他の社会のあらゆる分野において行われる教育に携わる者をいう。
- (7) 事業者 市内において事業を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- (8) 地域活動団体 町会、自治会その他市民を主な構成員として市内において活動を行う団体をいう。
- (9) ドメスティック・バイオレンス 配偶者その他親密な関係にある者（配偶者であった者その他親密な関係にあった者を含む。）からの身体的、精神的、社会的、経済的又は性的な暴力をいう。

(10) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により当該言動を受けた個人の生活の環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 誰もが、個人としての尊厳が重んぜられることにより、性別による差別的取扱いを受けることがなく、その個性及び能力を發揮し、自らの意思により多様な生き方を選択できること。
- (2) 性別による固定的な役割分担意識に基づく制度又は慣行が、社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は教育関係者、事業者及び地域活動団体における方針の立案及び決定の過程に、共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、介護その他の家庭生活において、また、学校、職場、地域その他の社会生活において対等な立場で参画できること。
- (5) 男女が、互いの性に対する理解を深め、妊娠、出産等の性及び生殖に関する個人の意思を尊重し合い、生涯にわたり安全かつ健康な生活を営むことができるように配慮されること。
- (6) 誰もが、ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメントその他の性別に起因する暴力を受けることがなく、個人として尊重されること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（以下この条から第9条まで、第12条、第14条及び第15条において「施策」という。）を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、施策を実施するに当たっては、市民、教育関係者、事業者及び地域活動団体（以下「市民等」という。）並びに国及び他の地方公共団体と相互に連携する責務を有する。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、男女共同参画について理解を深め、家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野において男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 市民は、市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

(教育関係者の責務)

第6条 教育関係者は、男女共同参画の推進において教育が果たす役割が重要であるとの認識の下に、基本理念に配慮した教育を行うよう努めなければならない。

2 教育関係者は、市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。（事業者の責務）

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動において、個人の意欲、能力、個性等が尊重され、男女が共に参画することができるよう努めなければならない。

2 事業者は、雇用における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、性別による固定的な役割分担意識に基づく制度又は慣行を見直し、職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動を両立することができる職場環境を整備するよう努めなければならない。

3 事業者は、市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

(地域活動団体の責務)

第8条 地域活動団体は、基本理念にのっとり、性別による固定的な役割分担意識に基づく制度又は慣行を見直し、男女が共に参画できるよう努めなければならない。

2 地域活動団体は、市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

(情報の収集及び調査)

第9条 市長は、施策を策定し、効果的に実施するため、男女共同参画に関する事項について、情報の収集及び調査研究を行うものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、市民等に対し、男女共同参画に関する事項について報告を求めることができる。

(啓発活動)

第10条 市長は、市民等に対し、男女共同参画についての関心及び理解を深めるために必要な啓発活動を行うものとする。

(活動に対する支援)

第11条 市長は、男女共同参画の推進に関する活動を行う市民等に対し、人材の育成、情報提供その他の必要な支援を行うものとする。

(体制の整備)

第12条 市長は、施策を効果的に実施するため、相談や啓発活動等を行うための拠点の設置や、市民等並びに国及び他の地方公共団体との相互連携等のために必要な体制を整備するものとする。

(男女共同参画推進審議会)

第13条 男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議するため、市長の附属機関として八王子市男女共同参画推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申する。

(1) 次条第1項に規定する推進計画に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関し、市長が必要と認める事項

3 審議会は、学識経験者、市民、事業者、関係団体が推薦する者その他市長が必要と認めるもののうちから市長が委嘱する委員8人以内をもって組織する。

4 審議会の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市規則で定める。

(推進計画)

第14条 市長は、施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第3項に規定する市町村男女共同参画計画（以下「推進計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、推進計画を策定するに当たっては、市民等の意見を反映するために必要な措置を講ずるものとする。

3 市長は、推進計画を策定するに当たっては、あらかじめ審議会の意見を聴くものとする。

4 市長は、推進計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前3項の規定は、推進計画の変更について準用する。

(実施状況の公表)

第15条 市長は、毎年度、推進計画に基づく施策の実施状況を公表するものとする。

(性別による権利侵害の禁止)

第16条 何人も、家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的な取扱い、ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメントその他の性別に起因する権利侵害に当たる行為を行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第17条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担意識及び暴力的行為を助長し、又は連想させる表現並びに著しく性的感情を刺激する表現を行わないよう努めなければならない。

(相談申出への対応)

第18条 市長は、性別に起因する権利侵害その他の男女共同参画の推進を妨げる行為について、市民等からの相談の申出を受けるための窓口を設置する。

2 市長は、前項の相談の申出を受けた場合、関係機関と連携し、適切な処理に努めるものとする。

(苦情申出への対応)

第19条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、市民等からの苦情の申出を受けるための窓口を設置する。

2 市長は、前項の苦情の申出を受けた場合は、適切な措置を講ずるものとする。

3 市長は、第1項で受けた苦情の申出について、必要があると認めるときは、次条に規定する苦情処理委員会の意見を聴くものとする。

(男女共同参画苦情処理委員会)

第20条 前条第1項の規定による苦情の申出について、公正かつ適切に処理す

るため、市長の附属機関として八王子市男女共同参画苦情処理委員会（以下「苦情処理委員会」という。）を置く。

2 苦情処理委員会は、前条第3項の規定による市長の諮問に応じ、前条第1項の規定による苦情の申出について調査審議し、答申する。

3 苦情処理委員会は、男女共同参画の推進に識見を有する者のうちから市長が委嘱する委員3人以内をもって組織する。

4 苦情処理委員会の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 苦情処理委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

6 前各項に定めるもののほか、苦情処理委員会の運営に関し必要な事項は、市規則で定める。

(委任)

第21条 この条例の施行について必要な事項は、市規則で定める。

附 則

1 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 施行日前に男女共同参画社会基本法第14条第3項の規定に基づき策定された男女が共に生きるまち八王子プランは、第14条の規定により策定された推進計画とみなす。

3 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年八王子市条例第29号）の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
別表第1 (第2条、第5条関係)				別表第1 (第2条、第5条関係)			
番号	区分	報酬の額 (円)	費用弁償の額	番号	区分	報酬の額 (円)	費用弁償の額
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
39	(略)	(略)					
40	男女共同参画推進審議会委員	日額 12,000					
41	男女共同参画苦情処理委員会委員	日額 12,000					
42	(略)	(略)					
43~ 99	(略)	(略)		41~ 97	(略)	(略)	
備考 (略)				備考 (略)			



男女が共に生きるまち八王子プラン(第4次)

令和6年度(2024年度)評価報告書

令和8年(2026年)2月

発行 八王子市

編集 市民活動推進部男女共同参画課

〒192-0082

八王子市東町5-6 クリエイトホール8階

TEL 042-648-2230

FAX 042-644-3910